官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　九
○漁業災害補償法の一部を改正する法律（三一）　一五
○船員法等の一部を改正する法律（三二）　一九
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（三三）　三〇
〔政　令〕
○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（一九一）　四〇
〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務四九）　四一
〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　五五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（同八）　五七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（同九）　五九
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務一六一）　六〇
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一三九～一四一、一四三、一四四）　六六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一四二）　六七
○鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三七五）　六九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
買収前の所有者等への売払い、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示　七〇
裁判所
破産、免責、再生関係　七三
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　九四
会社その他
会社決算公告　九五

本号で公布された法令のあらまし

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（経済産業省）

一　情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）の一部改正関係

1　目的

この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　独立行政法人情報処理推進機構

(一)　業務の範囲

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、情促法第三六条の目的を達成するため、次の業務を行うことができるものとすることとした。

(1)　情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。（第四七条第一項第七号関係）

(2)　情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。（第四七条第一項第一二号関係）

(3)　選定事業者（3の(二)の(2)のトに規定する選定事業者をいう。以下この(一)において同じ。）が選定実施計画（情促法第六七条第一項第一号に規定する選定実施計画

をいう。以下同じ。）に従って特定取組（3の㈡の(1)に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（3の㈣の(5)の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うこと。（第四七条第一項第一三号関係）

(4)　選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けを行うこと。（第四七条第一項第一四号関係）

(5)　選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。（第四七条第一項第一五号関係）

(6)　取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。（第四七条第一項第一六号関係）

㈡　出資等業務基準

(1)　機構は、㈠の(2)から(5)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないものとすることとした。（第四八条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。（第四八条第二項関係）

3

㈠　指定

経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の(1)及び(2)のいずれにも該当する半導体を指定することができるものとすることとした。

(1)　極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であって、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

(2)　我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないおそれがある状況にあること。（第六一条第一項関係）

㈡　指定高速情報処理用半導体の指定等

(1)　経済産業大臣は、㈠の規定による指定をしたときは、その指定を受けた半導体（以下「指定高速情報処理用半導体」という。）の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」という。）を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下単に「指針」という。）を定めるものとすることとした。（第六三条第一項関係）

(2)　指針には、次に掲げる事項を定めるものとすることとした。

イ　公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下「公募対象半導体」という。）

ロ　公募対象半導体の生産の開始に係る目標

ハ　公募の参加者の資格に関する基準

ニ　公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

ホ　公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

ヘ　公募を開始する日及び公募の期間

ト　選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

チ　イからトまでに掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項（第六三条第二項関係）

㈢　実施計画の提出

(1)　公募に応じて選定事業者となろうとする者は、特定取組の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第六四条第一項関係）

(2)　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすることとした。

イ　特定取組の内容及び実施期間

ロ　特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（2の㈠の(3)の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人であって㈣の(4)の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項を含む。）

ハ　公募対象半導体の生産の目標及び実施体制

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項（第六四条第二項関係）

㈣　選定事業者の選定等

(1)　経済産業大臣は、㈢の(1)の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとすることとした。

イ　当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。

ロ　当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。

ハ　当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。（第六五条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の規定により審査した結果、実施計画が(1)のイからハまでに掲げる基準に適合していると認められるときは、㈡の(2)のトに掲げる評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとすることとした。（第六五条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(2)の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとすることとした。（第六五条第三項関係）

(4)　機構は、国立研究開発法人であって指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、2の㈠の(3)の規定による現物出資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができるものとすることとした。（第六八条第一項関係）

(5)　(4)の政令で定める国立研究開発法人は、(4)の規定による求めがあったときは、機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で譲渡することができるものとすることとした。（第六八条第二項関係）

4

㈠　先端半導体・人工知能関連技術債

政府は、令和七年度から令和一二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。以下同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとすることとした。

(1)　選定事業者が選定実施計画に従って実施する特定取組に関する措置

(2)　先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（(1)に掲げる措置に該当するものを除く。）

(3)　先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

(4)　(1)から(3)までに掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置（第六九条第一項関係）

㈡　㈠の規定による公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三〇日までの間、行うことができるものとすることとした。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とするものとすることとした。（第六九条第三項関係）

㈢　先端半導体・人工知能関連技術債等については、㈣の規定による繰入金により、令和三二年度までの間に償還するものとするなど、先端半導体・人工知能関連技術債等の償還等について所要の規定を設けることとした。（第七〇条、第七一条及び第七三条関係）

㈣　財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れについて所要の規定を設けることとした。（第七二条関係）

5　罰則

罰則について所要の改正を行うこととした。（第七八条第二項、第七九条並びに第八一条第二号及び第四号関係）

6　その他

その他所要の改正を行うこととした。

二　特別会計に関する法律（以下「特会法」という。）の一部改正関係

1　財政投融資特別会計

2の㈡の(1)から(4)までに掲げる措置に要する費用並びに2の㈣の(2)のへの償還金及び利子並びに2の㈣の(2)のトの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第六八条の二関係）

2　エネルギー対策特別会計

㈠　エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策の経理を明確にすることを目的とすることとした。（第八五条第一項関係）

㈡　「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいうものとすることとした。

(1)　一の4の㈠の(1)に掲げる措置として行う機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

(2)　一の4の㈠の(2)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付（(1)に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの

(3)　一の4の㈠の(3)に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

(4)　一の4の㈠の(4)に掲げる措置で政令で定めるもの（以下「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）（第八五条第八項関係）

㈢　エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分するものとすることとした。（第八七条関係）

㈣　先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとするものとすることとした。

(1)　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　1の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ　㈥の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ　先端半導体・人工知能関連技術債の発行収入金

ホ　一時借入金の借換えによる収入金

ヘ　情促法第五一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属するもの

ト　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ　附属雑収入

(2)　歳出

イ　㈡の(1)の出資金及び交付金

ロ　㈡の(2)の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。）

ハ　㈡の(3)の補助金及び出資金

ニ　㈦の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ホ　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

ヘ　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

チ　一時借入金の利子

リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ　事務取扱費

ル　附属諸費（第八八条第四項関係）

㈤　特会法第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の二関係）

㈥　先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の五第一項関係）

㈦　1の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができるものとすることとした。（第九一条の七関係）

㈧　一の4の㈠の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとすることとした。（第九二条の五関係）

㈨　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないものとすることとした。（第九二条の六第一項関係）

(ｲ)　特会法第一五条第四項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができるものとすることとした。（第九五条第二項関係）

3　その他

その他所要の改正を行うこととした。

三　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第九条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一〇条～第一七条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律（法律第三一号）（農林水産省）

1　漁獲共済の仕組みの改善

(ｲ)　第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済について、当該漁業を営む中小漁業者をその直接の構成員とする漁業協同組合等であって、一定の要件に該当する者を被共済資格者とする規定を廃止するとともに、当該被共済資格者に係る漁獲共済に関する義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。（第一〇五条関係）

(ﾛ)　第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であって、政令で定める種類のものに係る漁獲共済の共済金について、共済責任期間中の漁獲金額がその共済限度額に達しない場合において、共済責任期間中の漁獲数量が当該被共済者の過去一定年間の漁獲数量を基準として漁業共済組合が定める基準漁獲数量に農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき等に支払うものとし、共済金の金額は、共済限度額から共済責任期間中の漁獲金額を差し引いて得た金額等に共済責任期間中の漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、塡補率及び契約割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一〇六条第一項関係）

2　特定養殖共済の仕組みの改善

(ｲ)　特定養殖共済について、特定養殖業を営む中小漁業者をその直接の構成員とする漁業協同組合等であって、一定の要件に該当する者を被共済資格者とする規定を廃止するとともに、当該被共済資格者に係る特定養殖共済に関する義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。（第一二五条の三関係）

(ﾛ)　特定養殖共済の共済金について、共済責任期間中の生産金額がその共済限度額に達しない場合において、共済責任期間中の生産数量が当該被共済資格者の過去一定年間の生産数量を基準として漁業共済組合が定める基準生産数量に農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき等に支払うものとし、共済金の金額は、共済限度額から共済責任期間中の生産金額を差し引いて得た金額等に共済責任期間中の生産数量の基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、塡補率及び契約割合を乗じて得た金額とすることとする規定を廃止することとした。（第一二五条の一第一項及び第二項関係）

3　漁業再共済事業の仕組みの改善

漁業共済組合連合会の再共済金額のうち漁業施設共済に係るものは、共済契約に係る共済金額に一〇〇分の九五を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一四〇条第一項第二号関係）

4　漁獲・特定養殖共済の創設

(ｲ)　漁業共済組合が行う漁業共済事業の種類として、漁獲共済及び特定養殖共済を統合し、漁獲・特定養殖共済を創設することとした。（第七七条第一号関係）

(ﾛ)　漁獲・特定養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の種類の漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる漁獲に係る生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とすることとした。（第七八条第一項関係）

(ﾊ)　漁獲・特定養殖共済に係る共済契約は、漁業の種類ごとに（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類を一括して）、共済契約を漁業共済組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に申込書を漁業共済組合に提出して申し込み、漁業共済組合がこれを承諾することによって成立することとした。（第八〇条第一項関係）

(ﾆ)　漁獲・特定養殖共済の純共済掛金率は、次に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とすることとした。

(1)　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約については、基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、漁業共済組合が共済規程で定める割合

(2)　(1)以外の共済契約については、基準共済掛金率を下らない範囲内において、漁業共済組合が共済規程で定める割合（第一一二条第一項関係）

(ﾎ)　漁獲・特定養殖共済の共済金は、被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合に支払うこととし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む対象漁業の漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一一三条第一項関係）

5　漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類に係る生産金額を当該共済の対象である漁業の種類に係る生産金額へ算入する特約の導入

漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業であって、政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を被共済資格者の営む対象漁業の過去一定年間の操業に係る生産金額に加えることに関し一定の要件に該当する特約がある共済契約については、当該共済契約の特約に従い生産金額を算定することとした。（第一一一条第三項関係）

6　養殖共済の仕組みの改善

政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であって、一定の要件に該当する特約がある共済契約については、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うこととし、その場合の共済金の金額は、当該損害に係る養殖施設ごとの損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一二四条第五項関係）

7　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　施行期日等

(ｲ)　所要の経過措置を整備することとした。（附則第二条～第五条関係）

(ﾛ)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇船員法等の一部を改正する法律（法律第三二号）（国土交通省）

一　船員法の一部改正関係

1　国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点等の事項を、自己の指揮する船舶の付近にある船舶等に通報しなければならないこととした。（第一三条の二関係）

2　船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならないこととした。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでないこと等とした。（第五〇条関係）

3　基本訓練及び実技講習

(一)　船舶所有者は、船員と雇入契約（特定雇入契約を除く。）を締結したときは、当該船員について、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練をいう。以下同じ。）を実施し、これを修了した船員に対し、その旨の証明書を交付しなければならないこと等とした。（第八一条の二関係）

(二)　船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、当該船員に、生存技術及び消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習を受けさせなければならないこと等とした。（第八一条の三及び第八一条の五関係）

4　船舶所有者は、快適な海上労働環境を形成するように努めなければならないこととし、国土交通大臣は、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること等とした。（第八三条の二〇及び第八三条の二一関係）

5　年齢一八年未満の者を船員として使用しようとするときの国土交通大臣による認証を受ける方法を船員手帳に限らないこととした。また、国土交通大臣は、航海当直、危険物若しくは有害物の取扱いに関する業務の管理又は海域の特性に応じた運航に関する業務の管理をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、証書を交付すること等とした。（第八五条及び第一一七条の二～第一一七条の四関係）

6　海上労働証書の交付に係る要件に、船員について基本訓練が実施されていること等を追加することとした。（第一〇〇条の三関係）

7　国土交通大臣は、その職員に、漁ろうに従事する日本船舶以外の船舶であって国土交通省令で定めるものに立ち入り、当該船舶の乗組員が千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「漁船員条約」という。）に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施しているかどうか等について検査を行わせることができることとした。（第一二〇条の三関係）

二　船員職業安定法の一部改正関係

1　「船員募集情報提供事業」とは、船員の募集を行う者等の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者等に提供すること等を業として行うことをいうこと等とした。（第六条関係）

2　地方運輸局長等は、広告等により求人等に関する情報等を提供するときは、当該情報等について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととし、広告等により当該情報等を提供するときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないこと等とした。（第一八条、第三二条の五、第四二条、第四八条、第四九条及び第五二条関係）

3　地方運輸局長等は、船員職業紹介に係るあっせんをするときは、当該あっせんに係る求職者の海技免許の取得の有無等を求人者に通知しなければならないこととした。（第二〇条、第三二条の五及び第四二条関係）

4　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとし、特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならないこと等とした。（第三二条～第三二条の四関係）

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正関係

1　国土交通大臣は、海技士（航海）に係る海技免許を行う場合においては、漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（以下「特定漁船」という。）であるか否かの別等ごとに、乗船履歴に応じ、船舶職員の職についての限定をすることができることとした。（第五条関係）

2　船舶所有者は、特定漁船には、一定の要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないこととした。（第一八条関係）

3　漁船員条約の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航等に関する資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは、船舶職員になることができること等とした。（第二二条の三関係）

4　国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶に立ち入り、当該船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書等を受有しているかどうか等について検査を行わせることができることとした。（第二九条の三関係）

四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（法律第三三号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法の一部改正関係

1　個人事業者等に対する安全衛生対策

(一)　個人事業者の定義

事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けることとした。（第三一条の三第一項関係）

(二)　注文者等が講ずべき措置

(1)　建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(2)　厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができることとした。（第九条関係）

(3)　特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者のほか、労働者以外の者である作業従事者に係る作業従事者をいう。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとした。（第一五条第一項及び第三項関係）

(4)　建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。（第一五条の三関係）

(5)　建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないこととし、当該仕事が数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならないこととした。（第二五条の二第一項並びに第三〇条の三第一項及び第四項関係）

(6)　元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該違反しているときは、是正のため必要な指示を行わなければならないこととし、当該者は当該指示に従わなければならないこととした。（第二九条関係）

(7)　建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第二九条の二関係）

(8)　特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。（第三〇条第一項、第二項及び第四項関係）

(9)　製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、(3)と同様の改正を行うこととした。（第三〇条の二第一項及び第四項関係）

(10)　作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。以下この(10)及び(14)において同じ。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であって、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して(8)又は(9)の措置が講じられることとなるときは適用しないこととした。（第三〇条の四関係）

(11)　特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第三一条第一項関係）

(12)　建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が一の場所において当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、当該場所において当該作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第三一条の三第一項関係）

(13)　注文者は、その請負人に対し、仕事に関し、その指示に従って当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないこととした。（第三一条の四関係）

(14)　(10)の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、(10)により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこととし、作業従事者は、(10)により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者が(10)の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこととした。（第三二条第四項、第七項及び第八項関係）

(15)　(5)、(8)、(9)、(11)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととし、これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならないこととした。（第三二条第七項及び第八項関係）

(16)　機械等を事業を行う者に貸与する者は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第三三条第一項関係）

(17)　建築物を事業を行う者に貸与する者は、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除き、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。（第三四条関係）

(18)　(10)及び(14)の措置等は、厚生労働省令で定めることとした。（第三六条関係）

(三)　個人事業者等が講ずべき措置

(1)　労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないこととした。（第四条関係）

(2)　労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が労働安全衛生法第二〇条から第二五条まで及び第二五条の二第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第二六条及び第二七条第一項関係）

(3)　事業者は、労働安全衛生法第四二条第一項の機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならないこととし、作業従事役員等（事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用するものに限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者をいう。(4)から(6)までにおいて同じ。）は、自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該規格又は安全装置を具備していない当該機械等を使用してはならないこととした。（第四二条第二項及び第三項関係）

(4)　個人事業者に係る作業従事役員等は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法第四五条第一項の機械等について定期自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならないこととした。また、個人事業者に係る特定自主検査の実施方法を定めた。（第四五条第二項及び第三項関係）

(5)　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないこととした。（第五九条第四項関係）

(6)　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、(5)の教育のほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないこととした。（第六〇条の二第二項関係）

(四)　申告

作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第九七条第一項及び第三項関係）

(五)　災害状況の調査

厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができることとした。また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行う

者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとし、当該厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができることとした。（第一〇〇条の二関係）

2　心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第四条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除することとした。（附則第四条関係）

3　化学物質による健康障害防止対策

㈠　作業環境測定の対象拡大

(1)　作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）を作業環境測定に位置付けることとした。（第二条第四号関係）

(2)　事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととし、また、事業者が行うべき通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととした。これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければならないこととした。（第六五条の三関係）

㈡　危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡し、又は提供する者をいう。㈢において同じ。）の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げた。（第五七条の二第二項及び第一一九条第四号関係）

㈢　営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(1)　通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等（当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項をいう。以下この(1)、(2)及び(4)において同じ。）を定め、これを通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとし、これにより代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとした。（第五七条の二第三項及び第六項関係）

(2)　代替化学名等通知者（(1)により代替化学名等を定め、通知を行った者をいう。(3)において同じ。）は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないこととし、当該記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないこととした。（第五七条の二第四項及び第一〇三条第四項関係）

(3)　代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならないこととした。（第五七条の二第五項関係）

(4)　厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとした。（第五七条の二第八項及び第九項関係）

4　機械等による労働災害防止対策

㈠　特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(1)　特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととした。（第四五条第三項関係）

(2)　検査業者は(1)の基準に従って特定自主検査を行わなければならないこととし、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第五四条の四第二項及び第五四条の六関係）

(3)　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(2)の前段に違反し、又は(2)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第五四条の七第二項関係）

(4)　何人も、労働安全衛生法第七六条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならないこととし、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第七六条の二関係）

(5)　都道府県労働局長は、登録教習機関が(4)の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとし、これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、一〇年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができることとした。（第七七条第三項及び第四項関係）

㈡　特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(1)　特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査（申請に係る特定機械等の設計が厚生労働大臣の定める基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査をいう。以下この(1)、(3)及び(4)において同じ。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならないこととした。ただし、労働安全衛生法第五三条の二第一項の規定に基づき都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないこととした。（第三七条第三項関係）

(2)　特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ（以下この(2)において「ボイラー等」という。）を製造し、若しくは輸入した者、ボイラー等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならないこととし、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラー等について、検査証を交付することとした。また、外国においてボイラー等を製造した者は、輸入されたボイラー等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができることとした。（第三八条第一項及び第二項並びに第三九条第一項関係）

(3)　登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うこととし、設計審査に係る登録要件を設けることとした。（第四六条及び別表第四の二～別表第七関係）

(4)　登録設計審査等機関の義務等について、改正前の登録製造時等検査機関と同様とした。ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査又は製造時等検査を行わなければならないこととし、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないこととした。（第四七条～第五三条の二関係）

㈢　型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

(1)　型式検定対象機械等として、労働安全衛生法第四二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であって、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものであり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるものを追加し、必要な規定を整備した。（別表第四及び別表第一四関係）

(2)　技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めることとした。（別表第一八～別表第二〇関係）

5　高年齢者の労働災害防止のための措置

㈠　事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第六二条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができることとした。（第六二条の二第二項及び第三項関係）

6　公示手段の適正化

登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しないこととした。（第一一二条の二関係）

二　作業環境測定法の一部改正関係

1　作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施

㈠　作業環境測定法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、「指定作業場」とは、労働安全衛生法第六五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三号及び第四号関係）

㈢　事業者は、一の3の㈠の(2)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈣　作業環境測定士及び作業環境測定機関は、一の3の㈠の(2)の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないこととし、作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとした。（第四条関係）

㈤　作業環境測定士の登録の申請書に添付しなければならない書類は、厚生労働省令で定めることとした。（第九条第二項関係）

㈥　作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとした。（第五条及び第一五条関係）

2　公示手段の適正化

指定試験機関の指定をしたとき等における公示手段を官報に限定しないこととした。（第二二条第一項及び第三項、第二九条第二項、第三〇条第二項並びに第三一条第二項関係）

三　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

2　準備行為及び経過措置

この法律の施行に関し必要な準備行為及び経過措置を定めることとした。（附則第二条～第九条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（総務省）

1　製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備等において、以下二点の改正を行うこととした。（第九条及び第一一条関係）

㈠　総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととした。

㈡　第四類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととした。

2　一般取扱所の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができることとした。（第一九条関係）

3　消火設備の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置する消火設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができることとした。（第二〇条関係）

4　給油取扱所における危険物の取扱いの基準に関する見直し

飛行場で航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止させなくてもよいこととした。（第二七条関係）

5　危険物の運搬における積載方法の基準に関する見直し

危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合は、運搬容器に収納して積載しなくてもよいこととした。（第二九条関係）

6　指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し

指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料を五、三〇〇円とした。（第四〇条関係）

7　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

法律

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第一条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　電子計算機の高度利用等」を「第二章　情報処理安全確保支援士等」に、「第一節　電子計算機の高度利用等」を「第一節　情報処理安全確保支援士等（第三条―第五条）」に、「第二節　情報処理技術者試験（第六条―第二十八条）」を「第二節　情報処理安全確保支援士試験（第二十九条―第三十五条）」に、「第三十八条―第四十五条」を「第三十四条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第四十七条―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十七条―第六十条」に、「第五章　罰則（第五十九条―第六十三条）」を「第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等（第六十一条―第六十八条）　第六章　雑則（第六十九条―第七十三条）　第七章　罰則（第七十四条・第七十五条）」に改める。

第一条中「電子計算機の高度利用及び」を削り、「維持する」の下に「とともにその性能の向上を図る」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第二条第一項中「（計数型のものに限る。以下同じ。）」を削る。

第二章の章名、同章第一節、同章第二節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第六条中「、事業者」を「、電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章　情報処理安全確保支援士等

第一節　情報処理安全確保支援士等

第七条を第四条とする。

第八条第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条を第五条とする。

第九条第一項中「この款」を「この節」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「この節及び第三十三条」を「この章及び第三十条」に、「この款及び第五十一条第二項」を「この節及び第四十七条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条から第十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第十七条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

第十九条第一項第一号中「第八条各号」を「第五条各号」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十一条」に、「第二十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、第二十一条を第十八条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（登録事務の代行）」を付する。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第十三条、第十四条、第十五条第一項」に、「、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条」を「及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十条第二項、第十一条及び第十四条」を「第七条第二項、第八条及び第十一条」に、「第二十二条」を「第十九条」に、「第十一条（」を「第八条（」に改め、同条第四項中「第二十一条」を「第十八条」に改める。

第二十四条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とする。

第二十六条中「第二十八条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十七条を第二十四条とする。

第二十八条中「この款」を「この節」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章第二節第二款の款名を削る。

第二十九条第二項中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第二項及び第十一条から第十四条まで」を「第七条第二項及び第八条から第十一条まで」に、「第二十九条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第十一条（」を「第八条（」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第二節　情報処理技術者試験

第三十条第一項中「この章及び第五十一条第一項第十号において」を削り、第三章中同条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とし、第三十二条を第二十九条とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「認定事業者」を「第二十八条の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）」に改め、同項第一号中「第三十一条」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「前条」を「第七十五条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第三十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第三十六条を第三十二条とする。

第三十七条第一項の表第三条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第四章第一節中第三十八条を第三十四条とし、第三十九条を第三十五条とする。

第四十条中「助成」を「助成等」に改め、同条を第三十六条とし、第四十一条を第三十七条とし、第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「に必要な」を「若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金若しくは第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第三十九条とし、第四十四条を第四十条とする。

第四十五条第一項ただし書中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金及び第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第四十一条とし、第四章第二節中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項中「第四十条」を「第三十六条」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、「債務」の下に「（第十二号に規定する資金の借入れに係る債務を除く。）」を加え、同項中第十九号を第二十五号とし、第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二　情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備（経済産業省令で定めるその附属設備を含む。）の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十三　選定事業者（第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下この項において同じ。）が選定実施計画（第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。）に従つて特定取組（第六十三条第一項に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下この項及び第五十三条第一項において「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（第六十八条第二項の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うこと。

十四　選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、経済産業省令で定めるものをいう。）の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、経済産業省令で定めるものをいう。）による取組資金の貸付けを行うこと。

十五　選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十六　取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

第五十一条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

第五十一条第二項中「次条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条第三項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、第四章第三節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（出資等業務基準）

第四十八条　機構は、前条第一項第十二号から第十五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（次条第一項において「出資等業務」という。）を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（特に必要がある場合の経済産業大臣の要求）

第四十九条　経済産業大臣は、出資等業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、出資等業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五十二条第一号中「前条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第六号」を「第四十七条第一項第六号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第五十二条を第五十条とする。

第五十三条第一項中「前条第二号及び第三号」を「前条第二号から第四号まで」に、「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の見出しを「（第一種信用基金）」に改め、同条第一項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に、「信用基金を」を「第一種信用基金を」に、「者から信用基金に充てるべきものとして」を「者から」に、「第四十三条第二項」を「第三十九条第二項」に、「政府から信用基金」を「政府から第一種信用基金」に改め、同条第二項中「信用基金」を「第一種信用基金」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十三条第一号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二号中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十八条第一項の規定に違反したとき。

第六十三条に次の一号を加える。

四　第五十四条第一項若しくは第四項又は第五十六条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第六十三条を第八十一条とする。

第六十二条中「第三十四条」を「第七十五条第一項」に改め、同条を第八十条とする。

第六十一条第一号中「第十九条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二号中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条を第七十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六十条中「第四十九条」を「第四十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十九条第一項中「第二十五条」を「第二十二条」に改め、同条を第七十六条とする。

第五章を第八章とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、同条の次に次の三章を加える。

第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等

（指定等）

第六十一条　経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の各号のいずれにも該当する半導体を指定することができる。

一　極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であつて、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

二　我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないおそれがある状況にあること。

2　経済産業大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を公表するものとする。

（指定の取消し等）

第六十二条　経済産業大臣は、指定を受けた半導体（以下この章において「指定高速情報処理用半導体」という。）が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、その指定を取り消すものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（公募の実施に関する指針等）

第六十三条　経済産業大臣は、指定をしたときは、その指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」という。）を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下この章において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2　指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下この章において「公募対象半導体」という。）

二　公募対象半導体の生産の開始に係る目標

三　公募の参加者の資格に関する基準

四　公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

五　公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

六　公募を開始する日及び公募の期間
七　選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準
八　前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3　経済産業大臣は、前項第五号に掲げる事項を定めるに当たつては、デジタル社会形成基本法第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下この項において同じ。）の形成についての基本理念に即して国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとする。

4　第二項第六号に規定する期間は、一月を下らない期間を定めるものとする。

5　経済産業大臣は、指針を定めるに当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

6　経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7　前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（実施計画の提出）

第六十四条　公募に応じて選定事業者となろうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、特定取組の実施に関する計画（以下この章において「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定取組の内容及び実施期間
二　特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（第四十七条第一項第十三号の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）であつて第六十八条第一項の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項（以下この章において「特定事項」という。）を含む。）
三　公募対象半導体の生産の目標及び実施体制
四　前三号に掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項

（選定事業者の選定）

第六十五条　経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一　当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。
二　当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。
三　当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、実施計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第六十三条第二項第七号に掲げる評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。

3　経済産業大臣は、前項の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。

4　経済産業大臣は、前項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、産業構造審議会及び機構の意見を聴くものとする。

5　経済産業大臣は、選定しようとする者から提出された実施計画に特定事項が記載されている場合において、第三項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、前条第二項第二号の国立研究開発法人の意見を聴くものとする。

6　経済産業大臣は、第三項の規定による選定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、当該選定に係る選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要を公表するとともに、当該選定をした旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を機構に通知するものとする。

7　経済産業大臣は、特定事項が記載された実施計画を提出した者について第三項の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を前条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（実施計画の変更）

第六十六条　選定事業者は、その選定に係る実施計画の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　選定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、その変更後の実施計画が前条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ、第一項の規定による変更の承認をしてはならない。

4　前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の承認について準用する。

（選定の取消し）

第六十七条　経済産業大臣は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

一　その選定に係る実施計画（前条第一項の規定による変更の承認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「選定実施計画」という。）に従つて特定取組を実施していないと認めるとき。
二　第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、選定事業者に対して、当該選定実施計画の変更を指示し、又はその選定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。

4　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（機構による施設の無償譲渡の求め等）

第六十八条　機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。

2　前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。

第六章　先端半導体・人工知能関連技術債

（先端半導体・人工知能関連技術債の発行）

第六十九条　政府は、令和七年度から令和十二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。第三号において同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置（以下この章に

おいて「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。）に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一　選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二　先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

三　先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四　前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置

2　前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による公債（以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

（先端半導体・人工知能関連技術債等の償還）

第七十条　先端半導体・人工知能関連技術債等（先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。）をいう。同号において同じ。）については、同条の規定による繰入金により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

（先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理）

第七十一条　先端半導体・人工知能関連技術措置並びに先端半導体・人工知能関連技術債の発行及び償還に係る歳入歳出は、先端半導体・人工知能関連技術措置が内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずるものであることを踏まえ、先端半導体・人工知能関連技術措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。

（財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第七十二条　次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円（株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額）に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一　先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用　令和七年度から令和十二年度までの間

二　先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの　令和七年度から令和三十二年度までの間

（特別会計に関する法律の適用）

第七十三条　第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章　雑則

（資金の確保）

第七十四条　政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2　前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（報告の徴収）

第七十五条　経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

2　経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第五十七条第一項第二号中「第五十一条第一項第五号、第八号」を「第四十七条第一項第五号」に、「及び第十六号」を「、第十号及び第二十二号」に改め、同項第三号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十六条第一項中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十一条第一項の第一種信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「前条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十七条とする。

第四章第三節に次の四条を加える。

（第二種信用基金）

第五十三条　機構は、第四十七条第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九条第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

（長期借入金及び情報処理推進債券）

第五十四条　機構は、令和七年度から令和十四年度までの間において、第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券（以下この節において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第五十五条　政府は、令和七年度から令和十四年度までの間において、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第五十六条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第四条の二中「第五十一条」を「第四十七条」に、「第六十三条第一号」を「第八十一条第一号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　第九十一条の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金

第五十三条第二項第二号中トをチとし、ニからヘまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第六十八条の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第六十八条の次に次の一条を加える。

（投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第六十八条の二　第八十五条第八項各号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八条第四項第二号への償還金及び利子並びに同号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第八十五条第一項中「及び原子力損害賠償支援対策」を「、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策」に改め、同条第三項第一号イ中「の交付」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同条第七項第一号中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

８　この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十九条第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第二号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付（前号に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの

三　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第三号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

四　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの（第八十八条第四項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

第八十六条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定」を「、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十七条中「及び原子力損害賠償支援勘定」を「、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十八条第一項第二号リ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第八十八条第二項第一号ロ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条第三項第二号ロ中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

４　先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　第六十八条の二の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ　第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行収入金

ホ　一時借入金の借換えによる収入金

ヘ　情報処理の促進に関する法律第五十一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属するもの

ト　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ　附属雑収入

二　歳出

イ　第八十五条第八項第一号の出資金及び交付金

ロ　第八十五条第八項第二号の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。）

ハ　第八十五条第八項第三号の補助金及び出資金

ニ　第九十一条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ホ　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

ヘ　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

チ　一時借入金の利子

リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ　事務取扱費

ル　附属諸費

第九十一条の四を第九十一条の六とする。

第九十一条の三第二項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条を第九十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第九十一条の五　先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

２　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条の次に次の一条を加える。

（一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例）

第九十一条の二　第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第九十二条の前に次の一条を加える。

（先端半導体・人工知能関連技術勘定から財政投融資特別会計の投資勘定への繰入れ）

第九十一条の七　第六十八条の二の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができる。

第九十二条の二第三項中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改める。

第九十二条の四の次に次の二条を加える。

（先端半導体・人工知能関連技術債の発行）

第九十二条の五　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。

（先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ）

第九十二条の六　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

２　前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第九十五条第二項中「及び電源開発促進勘定」を「、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ヨ及びレ」を「第八十八条第一項第二号タ及びソ」に、「同号ヨ」を「同号タ」に、「同号レ」を「同号ソ」に改める。

附則第十八条の三第一項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の四　令和十六年度以前の各年度の第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の同勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の先端半導体・人工知能関連技術勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

２　令和十七年度以降の年度に先端半導体・人工知能関連技術勘定における第九十一条の五第一項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があった年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

３　第八十八条第一項の規定によるほか、前二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

４　第八十八条第四項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の廃止等）

第二条　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定は、別に法律で定めるところにより、令和十五年三月三十一日までに廃止するものとする。

２　政府は、前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定が廃止されるときは、同項の法律で定めるところにより、第一条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律（次条において「新情報処理促進法」という。）第七十条の規定による償還に係る歳入歳出を経理するための勘定を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（出資等業務基準に関する準備行為）

第三条　独立行政法人情報処理推進機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新情報処理促進法第四十八条第一項の規定の例により、同項の基準の認可の申請を行うことができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新情報処理促進法第四十八条の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特会法」という。）の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（権利義務の帰属等に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であって、令和六年度の一般会計補正予算（第１号）（次項において「令和六年度第一次補正予算」という。）に計上された費用のうち新特会法第八十五条第八項の財政上の措置に該当する措置に要する費用（次項及び次条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術費用」という。）に関する権利義務（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

２　令和六年度第一次補正予算に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用に関する経費であって、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度以降、不用となった金額又は国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合には、当該不用額等があった年度の翌々年度までに、当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を、一般会計からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れるものとする。

第六条　この法律の施行の際エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に所属する権利義務であって、令和六年度の特別会計補正予算（特第１号）に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用に関する権利義務（財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。

２　前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務に係る収入は、予算で定めるところにより、同勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3　新特会法第八十八条第一項の規定によるほか、前項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4　新特会法第八十八条第四項の規定によるほか、第二項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

26　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和八年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額と」とあるのは「資本金等の額から情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和八年六月三十日までの間（次項において「特定期間」という。）に独立行政法人情報処理推進機構から情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十三号に規定する取組資金（次項において「取組資金」という。）として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額と」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から特定期間に独立行政法人情報処理推進機構から取組資金として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額」とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条に次の一項を加える。

4　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者が、資本金の額の増加（合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除く。）について登記を受ける場合において、当該資本金の額の増加が、同法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に改める。

（登録免許税法及び住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

一　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十二号（二十三の二）

二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の八十七の二の項

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「電源開発促進勘定」の下に「において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（同条第八項に規定する先端半導体・人工知能関連技術対策に関するものに限る。）に係る歳入歳出は同特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定」を加える。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第　　号。次条において「整備法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条のうち情報処理の促進に関する法律第五十一条第二項の改正規定中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

（整備法の一部改正に伴う調整規定）

第十六条　整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前条（整備法第五条の改正規定に限る。）の規定は、適用しない。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十七条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「（昭和三十三年法律第百五十号）及び」を「（昭和三十三年法律第百五十号）、」に、「の規定」を「及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の規定」に改める。

漁業災害補償法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十一号

漁業災害補償法の一部を改正する法律

第一条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「被共済者若しくは」を「被共済者又は」に、「若しくは構成員」を「又は構成員」に改め、「又は被共済者の構成員のうちにその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」を削り、同条第二項中「又はその構成員」を削り、同条第三項中「又は被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」及び「又はその構成員」を削る。

第八十五条及び第九十一条第四項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。

第百五条第一項第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロを削り、同号ハ中「ロの」を「政令で定めるところにより」に、「ごと及び」を「及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める」に、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、同号ハを同号ロとする。

第百八条第二項中「の定める区域ごと及び」を「が定める区域及び」に、「かつ当該」を「、かつ、当該」に、「組合員の直接の構成員として」を「又は」に改め、「に規定する規約を定め、又は同号ハ」を削り、「として同号ハ」を「として同号ロ」に、「第五項」を「第四項」に改め、「若しくはハ」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とする。

第百十条第一項中「第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額。第百十三条の二第二項、第四項及び第五項並びに第百十三条の三第二項において同じ。）」を削る。

第百十一条の見出しを「（共済限度額）」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に、「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に、「第四項」を「第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十三条第一項中「（次項に掲げるものを除く。）」を削り、「すべて」を「全て」に、「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に、」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、その金額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額）及び「（その者が第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべて）」を削り、「係る第一項」を「係る同項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に、」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「、第二項及び前項」を削り、「第百十一条第三項」を「第百十一条第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十三条の二第二項中「のすべて」を削り、「から第四項まで」を「及び第二項」に、「場合及び」を「場合並びに」に改め、同条第六項中「又は単位共済限度額」及び「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第百十三条の三第二項中「のすべて」を削り、「から第四項まで」を「及び第二項」に、「場合及び」を「場合並びに」に改め、同条第六項中「又は単位共済限度額」及び「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第百二十五条の三第一項中「ごとに、次に掲げるとおり」を「に応じ、当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者」に改め、同項各号を削る。

第百二十五条の六第一項中「第百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める」を「政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の」に、「し又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定める」を「する」に、「第三項」を「次項」に、「し、又は同号に規定する規約を定めなければ」を「しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第一項の規定による規約の設定」を削り、「規定は第一項」を「規定は前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十五条の八第一項中「（被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削る。

第百二十五条の九の見出しを「（共済限度額）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は単位共済限度額」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百二十五条の十一第一項中「（次項に掲げるものを除く。）」を削り、「ごとに、当該被共済者の」を「ごとに、当該被共済者が」に改め、「において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として組合が定める基準生産数量に一を下らない範囲内において農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき」を削り、「から当該被共済者の」を「から当該被共済者が」に改め、「、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合」を削り、「の営む当該特定養殖業の種類」を「が営む当該特定養殖業の種類」に、「及び」を「を乗じて得た金額に、」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「であつて、前二項」を「であつて、前項」に、「共済金は、前二項」を「共済金は、同項」に改め、「（被共済者が第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、その金額に前項第一号に掲げる割合を乗じて得た金額）及び「、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に係る第一項の農林水産省令で定める割合（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第二号に掲げる割合）」を削り、「の営む当該特定養殖業の種類に係る同項」を「が営む当該特定養殖業の種類に係る第一項」に、「（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第三号に掲げる割合）及び」を「を乗じて得た金額に、」に改め、「（被共済者が同条第一項第二号に掲げる組合員であるときは、前項第四号に掲げる割合）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「第百二十五条の九第三項」を「第百二十五条の九第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百二十五条の十二第二項中「のすべて」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「又は単位共済限度額」を削る。

第百四十条第一項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第百四十三条第二号中「第百四十条第二号」を「第百四十条第一項第二号」に改める。

第百九十五条第一項第二号中「その者が第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模」を削り、「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に改める。

第二条　漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「第四節　特定養殖共済（第百二十五条の二―第百二十五条の十二）」を「第四節　漁業施設共済（第百二十六条―第百三十七条）」に改める。

本則中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改める。

第二条中「漁獲金額」を「漁獲」に改める。

第七十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十八条第一項中「漁獲金額又は」を「漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は」に、「漁獲金額の」を「漁獲に係る生産金額の」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七十九条中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第八十条第一項中「漁業の種類ごと」の下に「に（二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して）」を加え、「種類ごと、特定養殖共済にあつては第百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと」を「種類ごとに」に改め、同条第二項中「第百四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「、第百十四条」を「又は第百十四条」に改め、「定める養殖業」の下に「に属する養殖業の種類」を加え、「又は第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約」を削る。

第八十五条第一項中「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、「、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物」を削り、同条第二項中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第八十七条第一項中「漁獲物若しくは」を「漁獲若しくは養殖に係る水産動植物若しくは共済目的たる」に、「養殖施設」を「共済目的たる養殖施設」に、「つど」を「都度」に改める。

第九十三条第一項第八号中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第百一条第一項中「行なう」を「行う」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改める。

第百四条中「とし」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二号中「、第百十四条に掲げる漁業及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業」を削り、「の漁業」の下に「（養殖業を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第百十四条の政令で定める養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの（以下「特定養殖業」という。）

第百五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同号ロ中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、「全員」が」の下に「当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項第二号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同号ロ中「係る漁業」の下に「の種類の漁業」を、「とし、」の下に「当該区分に係る漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定養殖業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の種類を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

第百六条中「ごとに」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のそれぞれについて）」を加え、「種類の漁業」を「漁業の種類」に改める。

第百七条中「一の漁業単位」の下に「又は一の特定養殖業」を加え、「その漁業単位」を「当該一の漁業単位又は一の特定養殖業」に改め、同条に次の一項を加える。

２　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結している被共済資格者は、他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（第百十三条の三第一項の規定により包括継続申込特約をするものを除く。）を締結することができない。

第百八条第一項中「組合に」の下に「、当該規約に係る」を「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第二項中「係る漁業」の下に「の種類の漁業」を、「者が」の下に「当該区分に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「につき第四項」を「につき第五項」に改め、同条第三項中「組合に」の下に「、当該規約に係る」を「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第四項中「同意」の下に「又は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じ定める区域ごとに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業の種類の特定養殖業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「区域内特定養殖業者」という。）の三分の二以上の者が当該特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。

当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第百九条中「ごとに」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする漁業の種類を通じて）」を、「当該」の下に「漁業の」を、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類の漁業」を加える。

第百十条第三項中「漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加える。

第百十一条第一項中「より、当該被共済資格者の営む当該漁業」を「より、被共済資格者の営む漁業であつて、共済契約の対象とする漁業の種類の漁業（以下この条及び第百十三条において「対象漁業」という。）」に、「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「通ずる当該漁業」を「通ずる対象漁業」に、「当該漁業に係る経営事情」を「対象漁業に係る経営事情」に、「当該漁業に関し」を「対象漁業に関し」に、「存する当該漁業」を「存する対象漁業」に、「他の被共済資格者の営む当該漁業」を「他の被共済資格者の営む対象漁業」に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の種類」に改め、同条第二項中「漁獲金額」を「生産金額」に、「当該漁業」を「対象漁業」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、同条に次の一項を加える。

３　漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業であつて政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を第一項の生産金額に加えることに関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約における前項の規定の適用については、同項中「対象漁業」とあるのは、「対象漁業及び次項の特約に係る漁業」とする。

第百十二条第一項中「対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で」を「次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

第百十三条第一項中「当該漁業」を「対象漁業」に、「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「種類」を「漁業の種類」に改め、同条第二項中「種類の漁業」を「漁業の種類」に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の漁業の種類」に改め、同条第三項中「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「第百十一条第二項」の下に「（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第百十三条の二第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「種類と」を「種類又は当初契約に係る特定養殖業の種類と」に、「種類が」を「種類又は特定養殖業の種類が」に改める。

第百十三条の三第一項中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「種類の」を削り、「係る共済契約」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約を除く。）」を加え、「これと併せて」を「当該共済契約について」に改める。

第百十四条中「とし」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第百十六条第一項中「当該養殖業」の下に「の種類の養殖業」を加える。

第百十七条中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改める。

第百十八条第一項中「農林水産省令で定める」を「対象とする」に改め、「営む当該」の下に「養殖業の」を加える。

第百十九条中「当該」の下に「養殖業の」を加える。

第百二十四条第二項中「の種類の養殖業」を「の養殖業の種類」に改め、同項第一号中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「種類のもの」を「もの」に改め、「当該養殖業」の下に「の種類」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「各号のすべてに」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「種類の養殖業以外の養殖業の種類」に改め、「場合以外」の下に「の場合」を加え、同項第二号中「種類の養殖業以外の養殖業」を「養殖業の種類以外の養殖業の種類」に、「政令」を「政令」に、「種類のもの」を「もの」に改め、同条第四項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「、第二項及び前項」に、「乗じ、これに更に」を「乗じて得た金額に、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合及び共済金の金額の算定の方法に関し次の各号のいずれにも該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、第一項から第三項までの規定により支払うものとされる場合のほか、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額（前項に規定する特約がある場合にあつては、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従い算定した金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一　第二項各号の政令で定める養殖業の種類に係るものにあつては、それぞれ当該各号の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二　同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（前条の規定によつて組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三　農林水産省令で定める要件に該当すること。

第百二十四条の二第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三章第四節を削る。

第百三十六条の三第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「のすべて」を削る。

第三章第五節を同章第四節とする。

第百四十条第一項第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、同条第二項中「、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業の種類」を削る。

第百四十一条第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改め、「前条第二項の」を削り、「同項の養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては同項の特定養殖業の種類」を「養殖業の種類」に改める。

第百四十二条中「、第百二十五条の十二第五項」を削る。

第百四十三条第一号中「、養殖共済及び特定養殖共済」を「及び養殖共済」に改める。

第百四十七条の七中「、第百二十五条の十二第五項」を削る。

第百九十五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を、「共済契約者」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）」を加え、同項第二号中「第百四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「、養殖共済又は特定養殖共済の」を「の共済契約者（前号に掲げる共済契約者を除く。）又は養殖共済の」に、「、養殖共済又は特定養殖共済への」を「又は養殖共済への」に改める。

第百九十六条の十二中「漁獲金額」を「漁獲」に、「てん補されない」を「塡補されない」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中漁業災害補償法第百四十三条第二号の改正規定及び附則第五条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に成立している第一条の規定による改正前の漁業災害補償法（次項及び第三項において「旧法」という。）に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に成立している旧法に基づく漁業施設共済に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日前に旧法第百八条第五項及び第百二十五条の六第三項において準用する旧法第百五条の二第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第一条の規定による改正後の漁業災害補償法（以下この項において「新法」という。）第百八条第四項及び第百二十五条の六第二項において準用する新法第百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

（第二条の規定による漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に成立している第二条の規定による改正前の漁業災害補償法（次項において「第二号旧法」という。）に基づく漁獲共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二号旧法第百八条第四項及び第百二十五条の六第二項において準用する第二号旧法第百五条の二第四項の規定によりされた公示で、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、第二条の規定による改正後の漁業災害補償法（以下この項において「第二号新法」という。）第百八条第五項において準用する第二号新法第百五条の二第四項の規定によりされた公示とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

船員法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十二号

船員法等の一部を改正する法律

（船員法の一部改正）

第一条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）」を「第八章　食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）
第八章の二　登録生存講習機関等（第八十三条の二―第八十三条の十六）
第八章の三　登録消火講習機関（第八十三条の十七―第八十三条の十九）
第二節　登録消火講習機関（第八十三条の二十・第八十三条の二十一）
第八章の三　快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十二）」に、「第百三十六条」を「第百三十七条」に改める。

第五条中「第六号に」を「第七号に」に、「第百三十一条第六号」を「第百三十一条第七号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（コンテナが海中に転落した場合における通報）

第十三条の二　国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点その他の国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、自己の指揮する船舶の付近にある船舶であつて国土交通省令で定める範囲内にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならない。

船舶所有者その他船舶の運航に関し権原を有する者として国土交通省令で定めるものは、異常気象その他の事由により前項に規定する船長が同項の規定による通報をすることが困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

第三十二条の二第一号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第二号中「日本政府」の下に「、同法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加える。

第五十条第一項中「は」の下に「国土交通大臣が交付する」を加え、同条第三項を次のように改める。

船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

第五十条第四項中「船員手帳の」を「前各項に定めるもののほか、船員手帳の様式並びにその」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならない。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めるところにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。

前各項に定めるもののほか、船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項は、政令で定める。

第五十一条中「は、」の下に「船舶所有者又は」を加える。

第七十三条中「国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、」を削り、「必要な国土交通省令を発することができる」を「船舶所有者の遵守すべき事項は、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、交通政策審議会の議を経なければならない。

第八十一条の次に次の四条を加える。

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練）

第八十一条の二　船舶所有者は、船員と雇入契約（次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十一条の四において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては基本訓練を実施することを要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

一　船舷から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）

二　火災の化学的性質、消火設備の使用方法その他の船上での消火に関する事項（次条第三項第二号において「消火技術」という。）

三　負傷者に対する船内での応急の手当に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）

第八十一条の三　船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十一条の五までにおいて同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでない。

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

一　生存技術に関する教育訓練　生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）（第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの

二　消火技術に関する教育訓練　消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（第五項第二号を除き、以下「消火講習」という。）であつて、第八十三条の十七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第八十三条の十九及び第百三十一条の三において「登録消火講習機関」という。）（第八十三条の十九において準用する第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が消火講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二　特定雇入契約の締結の日前五年以内に船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項に規定する登録海技免許講習（次項第二号において「登録海技免許講習」という。）のうち同法別表第一の備考第三号又は第四号に規定する救命講習又は機関救命講習の課程を修了したこと。

三　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「船員条約」という。）又は千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「漁船員条約」という。）の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二　特定雇入契約の締結の日前五年以内に登録海技免許講習のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第一の備考第五号に規定する消火講習の課程を修了したこと。

三　船員条約又は漁船員条約の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

（特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習）

第八十一条の四　前条第三項から第五項までの規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特定雇入契約に変更した場合について準用する。

（特定雇入契約が存する船員に対する再講習）

第八十一条の五　船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第一号又は第四項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第二号又は第五項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第二号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二　登録生存講習機関等

第一節　登録生存講習機関

（登録生存講習機関の登録）

第八十三条の二　生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第八十三条の三　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　生存講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ　実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。）又は水泳プール及び飛び込み台を備えていること。

ロ　救命器具及び信号装置を備えていること。

二　生存講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　過去二年間に生存講習の実施に関する事務（以下「生存講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　前条の登録は、登録生存講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　生存講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第八十三条の四　登録生存講習機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の更新）

第八十三条の五　第八十三条の二の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第八十三条の二及び第八十三条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（生存講習事務の実施に係る義務）

第八十三条の六　登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習事務を行わなければならない。

2　登録生存講習機関は、その生存講習の課程を修了した者に対し、生存講習の課程を修了した旨の証明書（次条第二項において「修了証明書」という。）を交付しなければならない。

（登録生存講習事務規程）

第八十三条の七　登録生存講習機関は、生存講習事務の開始前に、生存講習事務の実施に関する規程（次項において「登録生存講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録生存講習事務規程には、生存講習の実施方法、生存講習に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（帳簿の備付け等）

第八十三条の八　登録生存講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、生存講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十三条の九　登録生存講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百条の十九第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　生存講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録生存講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録生存講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第八十三条の十　国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録生存講習機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第八十三条の十一　国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録生存講習機関に対し、同条第一項の規定により生存講習事務を行うべきこと又は生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（生存講習事務の休廃止）

第八十三条の十二　登録生存講習機関は、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第八十三条の十三　国土交通大臣は、登録生存講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第八十三条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第八十三条の四、第八十三条の七、第八十三条の八、第八十三条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第八十三条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　第八十三条の十又は第八十三条の十一の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第八十三条の二の登録又はその更新を受けたとき。

（国土交通大臣による生存講習の実施等）

第八十三条の十四　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録生存講習機関がいないとき。

二　第八十三条の十二の規定による生存講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三　前条の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は登録生存講習機関に対し生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録生存講習機関が天災その他の事由により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2　国土交通大臣が前項の規定により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における生存講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（公示）

第八十三条の十五　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第八十三条の二の登録をしたとき。

二　第八十三条の四又は第八十三条の十二の規定による届出があつたとき。

三　第八十三条の十三の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四　前条第一項の規定により国土交通大臣が生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（報告徴収及び立入検査）

第八十三条の十六　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録生存講習機関に対し、生存講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録生存講習機関の事務所に立ち入り、生存講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節　登録消火講習機関

（登録消火講習機関の登録）

第八十三条の十七　消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第八十三条の十八　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　消火講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ　実習場（密閉された区画があるものに限る。）を備えていること。

ロ　水噴霧放射器、泡消火器、炭酸ガス消火器、粉末消火器その他の国土交通省令で定める器具を備えていること。

二　消火講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　過去二年間に消火講習の実施に関する事務（第三項第三号及び次条において「消火講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

２　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　前条の登録は、登録消火講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　消火講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（準用）

第八十三条の十九　前節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）の規定は、第八十三条の十七の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務について準用する。この場合において、第八十三条の四中「前条第三項第二号」とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号」と、第八十三条の五第二項中「第八十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と、第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各号」とあるのは「第八十三条の十八第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の三第二項第一号」とあるのは「第八十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替えるものとする。

第八章の三　快適な海上労働環境の形成のための措置

（船舶所有者の講ずる措置）

第八十三条の二十　船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境（船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。）を形成するように努めなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するものとする。

一　係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

二　船員室の新設、増設又は拡大

三　船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

四　浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

五　空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

六　前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

（快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等）

第八十三条の二十一　国土交通大臣は、前条に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

２　国土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第八十五条第三項中「その者の船員手帳に」を削る。

第百条の三第一項第六号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に、「より」を「より」に、「記載されて」を「記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されて」に改め、同項第三十四号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第十八条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「第二十三条第五項」を「第二十二条の二第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十二号を第三十四号とし、第十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九　第八十一条の三第三項から第五項まで（これらの規定を第八十一条の四において準用する場合を含む。）及び第八十一条の五の規定により、船員に第八十一条の三第三項各号に定める実技講習（第八十一条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員条約又は漁船員条約の締約国が認めたものを含む。）を受けさせていること。

第百条の六第三項第一号中「第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第三号中「第三十三号」を「第三十五号」に改める。

第百条の十九第一項中「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六条において「」及び「」という。）」を削る。

第百十七条の二第一項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「抹消され」の下に「、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ」を、「の証印」の下に「又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付」を加え、同条第四項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、「抹消する」を「抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ずる」に改め、同条第五項中「及び」を「並びに」に、「規定による証印」を「証印及び航海当直部員適任証書」に改める。

第百十七条の三第一項中「いる者」の下に「又は危険物等取扱責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び危険物等取扱責任者適任証書」に改める。

第百十七条の四第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は特定海域運航責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第百二十条の三第一項中「以下この条において「外国船舶」という。）で」を「）であつて」に改め、「もの」の下に「（以下この条において「外国船舶」という。）」を加え、「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全て」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合　次のイからニまでに掲げる要件

イ　当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していること。

ロ　当該外国船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ハ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1)　当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書（(2)において「締約国証明書」という。）を受有していること。

(2)　当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

ニ　当該外国船舶の乗組員が操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

ホ　当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合　次のイ及びロに掲げる要件

イ　当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1)　当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書（(2)において「締約国証明書」という。）を受有していること。

(2)　当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第百二十条の三第二項中「同項第二号に定める」を「同項第一号ハ(2)若しくはニ若しくは第二号ロ(2)に規定する」に改め、同条第三項中「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が」を削り、「要件のいずれか」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同条第六項中「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び」を削り、「同条第一項の」を「同項の」に改める。

第百二十一条の二中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

六　消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

第百二十六条第七号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第百二十八条第二号中「から第十四条まで」を「、第十三条又は第十四条」に改める。

第百三十条中「第三項まで」の下に「、第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項（第八十一条の四において準用する場合を含む。）、第八十一条の五」を加え、「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る。

第百三十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第百三十一条の四を第百三十一条の六とし、第百三十一条の三を第百三十一条の五とし、第百三十一条の二の次に次の二条を加える。

第百三十一条の三　第八十三条の十三（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消火講習機関（次条において「登録生存講習機関等」という。）の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生存講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第八十三条の十二（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百三十三条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第百三十三条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第八十三条の十六第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百三十三条第二項第五号中「帳簿書類を提出せず」を「同項の規定による帳簿書類の提出をせず」に、「、報告」を「、若しくは同項の規定による報告」に、「立入り」を「又は同項の規定による立入り」に、「又は」を「若しくは同項の規定による」に改める。

第百三十六条中「第百条の十九第一項」を「第八十三条の九第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百条の十九第一項」に、「同条第二項各号」を「第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百条の十九第二項」に改める。

本則に次の一条を加える。

第百三十七条　第五十条第五項及び第七十三条第一項の規定に基づく政令には、必要な罰則を設けることができる。

前項の罰則に規定することができる罰は、第五十条第五項の規定に基づく政令にあつては三十万円以下の罰金、第七十三条第一項の規定に基づく政令にあつては六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

（船員職業安定法の一部改正）

第二条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業等」を「第二章の二　地方公共団体の行う船員職業紹介（第三十二条―第三十二条の六）　第三章　政府及び特定地方公共団体以外の者の行う船員職業紹介事業等」に、「船員の募集」を「船員の募集等」に改める。

第五条第二号中「の者」の下に「（第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を、「船員の募集」の下に「、船員募集情報提供事業」を加え、同条第三号中「あつせんする」の下に「ため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の船員職業紹介事業を行う」を加える。

第六条中第十六項を第十八項とし、第八項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。

一　船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者（以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

二　前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第七条の見出し中「無料船員職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者」に改める。

第十二条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため」を、「地方運輸局長」の下に「から」を加え、「調査報告」を「調査報告等」に、「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大すること」を「情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう」に改める。

第十八条を次のように改める。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第十八条　地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報（同項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

２　地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第十九条第一項中「地方運輸局長は」を「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」に改め、「必要な範囲内で」の下に「、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条第二項中「地方運輸局長」の下に「及び求人者」を加える。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「けい船」を「係船」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「けい船」を「係船」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第二章第二節中同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（求人者への通知）

第二十条　地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一　当該あつせんに係る求職者の氏名

二　当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号。以下この条において「船舶職員法」という。）第四条第一項に規定する海技免許（次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。）の取得の有無

三　当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴限定、同条第四項に規定する船橋当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定（第七十四条第四号において「履歴限定等」という。）の内容

四　当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許（次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。）の取得の有無

五　当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許（次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。）であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第二項に規定する技能限定（第七十四条第六号において「技能限定」という。）の内容

六　当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定（第七十四条第七号において「履歴限定」という。）の内容

七　当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無

イ　船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書

ロ　船員法第八十三条の六第二項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）に規定する修了証明書

ハ　船員法第百十七条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

ニ　船員法第百十七条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ　船員法第百十七条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ　船員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書

八　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第三十二条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　地方公共団体の行う船員職業紹介

（地方公共団体の行う船員職業紹介）

第三十二条　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

２　特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

３　特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲（以下「取扱職務等の範囲」という。）を定めることができる。

一　職員（船員法第三条第一項に規定する職員をいう。）又は部員の別

二　商船又は漁船の別

（事業の廃止）

第三十二条の二　特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第三十二条の三　特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職務等の範囲の明示等）

第三十二条の四　特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（船員職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（準用規定）

第三十二条の五　第十五条から第二十二条まで（第二十一条第三項を除く。）の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「地方公共団体」とあるのは「他の地方公共団体」と、第二十二条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

（申込みの受理に関する規定の適用）

第三十二条の六　特定地方公共団体が、第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定めた場合においては、前条において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第三章の章名中「政府」の下に「及び特定地方公共団体」を加える。

第三十三条中「政府」の下に「及び地方公共団体」を加える。

第三十四条第二項中「その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。）」を「取扱職務等の範囲」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十六条第二号及び第四十条第三項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十二条第一項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」を「第二十二条まで（第二十一条第三項を除く。）」に、「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項中「取扱職種の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十三条　削除

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　船員の募集等

第四十八条第一項中「第十九条及び第二十一条」を「第十八条、第十九条及び第二十二条」に、「」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項」を「は」とあり、第十八条中「地方運輸局長は」とあり、第十九条第一項中「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」とあり、及び同条第二項中「地方運輸局長及び求人者は」とあるのは「船員の募集を行う者は」と、第十六条第一項」に、「同条中」を「第十九条中」に、「第二十一条第一項」を「第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集に関する情報又は船員になろうとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と、同条第二項中「保つための措置を講じなければ」とあるのは「保たなければ」と、第二十二条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条を次のように改める。

（船員募集情報提供事業）

第四十九条　第十八条の規定は、船員募集情報提供事業を行う者について準用する。この場合において、同条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第十九条及び第二十一条の」を「第十八条、第十九条及び第二十二条の」に、「第十九条及び第二十一条第一項」を「第十八条、第十九条及び第二十二条第一項」に、「同項中」を「第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあり、及び第十九条中「求人者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、第十八条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、第二十二条第一項中」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六十五条中「第二十一条の」を「第二十二条の」に、「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第七十四条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三　当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無

四　当該船員派遣に係る派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別及び履歴限定等の内容

五　当該船員派遣に係る派遣船員の操縦免許の取得の有無

六　当該船員派遣に係る派遣船員が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容

七　当該船員派遣に係る派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容

八　当該船員派遣に係る派遣船員の第二十条第七号イからヘまでに掲げる証明書の受有の有無

第九十二条第一項中「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に、「第百二十条まで並びに」を「、第百二十条まで、」に、「第六条第十一項」を「第百二十条まで並びに」に、「第六条第十三項」に改める。

第九十三条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十一項」に、「第六条第十三項」に改める。

第九十四条第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項」を「次の各号に掲げる規定」に、「無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）　無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者

二　第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する第十八条の規定　無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者

第九十七条及び第九十八条第一項中「行う者」の下に「、船員募集情報提供事業を行う者」を加える。

第百条第一項中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者」に改め、「行う者」の下に「、船員募集情報提供事業を行う者」を、「おいては」の下に「当該特定地方公共団体若しくは」を、「応じた船員」の下に「、当該船員募集情報提供事業を行う者から船員の募集に関する情報の提供を受け当該情報の提供に係る船員の募集に応じた船員」を加える。

第百二条の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第一項中「、船員の募集若しくは」を「を行う者（特定地方公共団体を除く。次項において同じ。）、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「、求人者」を削り、同条第二項中「、船員の募集若しくは」を「を行う者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「、求人者」を削る。

第百十一条第二号中「船員の募集」の下に「、第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

第百十三条第八号中「若しくは放送その他第四十八条第二項」を「その他第十八条第一項（第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。）」に改め、「船員の募集」の下に「、第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第三節　船舶職員の乗組み（第十八条―第二十二条の三）　第四節　登録漁ろう操船講習機関（第二十二条の四―第二十三条）」に改める。

第一条中「資格並びに」を「資格その他の要件並びに」に改める。

第五条第二項中「海技士（航海）」に係る海技免許にあつては」の下に「漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに」を加える。

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に改める。

第十七条の四中「第十七条の二第一項に規定する要件及び」を削る。

第十八条第一項中「その船舶」の下に「（小型船舶を除く。以下この章（第四項第一号及び第二十二条の五第一項第二号ニを除く。）において同じ。）」を、「以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項中「国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4　船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

一　特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

二　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習（以下「漁ろう操船講習」という。）であつて第二十二条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第二十三条及び第三十条において「登録漁ろう操船講習機関」という。）（第二十三条において準用する第十七条の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うものの課程を修了した旨の証明書（その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。）を受有していること。

ロ　その乗組みの日前五年以内に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

第二十一条第二項中「第十八条第二項の国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第十八条第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。

第二十三条の見出し中「締約国の資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第一項中「「条約」を「この項及び第二十九条の三第一項において「船員条約」に、「条約に」を「船員条約に」に、「以下「締約国資格証明書」を「次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に、「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第四項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第七項の表第七条の項中「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改め、同表第十一条第一項の項及び第十一条第二項の項を削り、同表第二十五条（見出しを含む。）の項中「締約国資格証明書」を「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」に改め、同条を第二十二条の二とし、第二章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第二十二条の三　千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下この項、第二十二条の五第一項第一号ロ(3)及び第二十九条の三第一項において「漁船員条約」という。）の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2　前条第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同条第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書」と、同条第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第二十二条の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。

3　第十八条第四項及び第二十一条第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。

第二章に次の一節を加える。

第四節　登録漁ろう操船講習機関

（登録漁ろう操船講習機関の登録）

第二十二条の四　漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十二条の五　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ　講義室を備えていること。

ロ　次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1)　船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。

(2)　漁ろうに従事しつつ行う船舶の操船に関すること。

(3)　漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。

二　漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条において「漁ろう操船講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　五級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

ニ　第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有する者であること。

ホ　漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　前条の登録は、登録漁ろう操船講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　漁ろう操船講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　漁ろう操船講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十二条の六　第二十二条の四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第二十三条　第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務について準用する。この場合において、第十七条の四中「行わなければ」とあるのは「行うとともに、その漁ろう操船講習の課程を修了した者に対し、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を交付しなければ」と、第十七条の六第二項中「料金」とあるのは「料金、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書の交付の手続」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の十一の表第五条第七項の項を削り、同表第六条第二項の項中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十六条第一項中「海技免状更新講習」の下に「、漁ろう操船講習」を加え、「国土交通大臣が行う」を「これらの講習を国土交通大臣が行う場合における」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」に、「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿若しくは漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改める。

第二十六条の二中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十九条の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「条約」を「船員条約」に改め、「締約国の船舶」の下に「（漁ろうに従事するものを除く。）」を加え、同項第二号中「条約」を「船員条約」に改め、「非締約国の船舶」の下に「（漁ろうに従事するものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶　その船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

四　漁船員条約の非締約国の漁ろうに従事する船舶　その船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしたならば前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第二十九条の三第二項中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「当該各号」に改め、同条第三項及び第四項中「の一」を「に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号」に改める。

第三十条第一号中「第十七条の十九」の下に「、第二十三条」を、「養成を行う者」の下に「、登録漁ろう操船講習機関」を加える。

第三十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「乗船させた者」を「乗船させたとき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十九条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条第二号中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2　第二十九条の二第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の三第一項各号中「第十七条の十九」の下に「、第二十三条」を加える。

第三十一条の四中「第十七条の十九」の下に「、第二十三条」を加え、「第十七条の八第二項各号」を「第十七条の八第二項」に改める。

第三十二条中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十三条中「第三十条の三（同条第四号を除く。）又は第三十一条第三号」を「第三十条の三第二項又は第三十一条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十八条の規定　公布の日

二　第一条中船員法第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百二十六条の改正規定（同条第七号の改正規定を除く。）及び同法第百二十八条第二号の改正規定並びに附則第五条及び第十八条の規定　令和六年五月二十三日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

三　第一条中船員法目次の改正規定（「第百三十六条」を「第百三十七条」に改める部分を除く。）、同法第八十一条の次に四条を加える改正規定、同法第八章の次に二章を加える改正規定（第八章の二に係る部分に限る。）、同法第百条の三第一項の改正規定（同項第六号の改正規定を除く。）、同法第百条の六第三項第一号及び第三号、第百条の十九第一項、第百二十条の三第一項から第三項まで及び第六項並びに第百二十一条の二の改正規定、同法第百三十条の改正規定（「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る部分を除く。）、同法中第百三十一条の四を第百三十一条の六とし、第百三十一条の三を第百三十一条の五とし、第百三十一条の二の次に二条を加える改正規定、同法第百三十三条第一項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）並びに同法第百三十六条の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十二条第二項及び第三項、第十三条、第十六条、第二十一条並びに第二十六条の規定　千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日

四　次条から附則第四条まで並びに附則第十条、第十一条、第十二条第一項、第十九条及び第二十条の規定　前号に定める日前の政令で定める日

（登録生存講習機関の登録に関する準備行為）

第二条　第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。附則第七条第一項において同じ。）による改正後の船員法（以下「第三号新船員法」という。）第八十三条の二の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三条の二、第八十三条の三及び第八十三条の十五（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ第三号新船員法第八十三条の二の登録及び第三号新船員法第八十三条の十五の規定による公示とみなす。

（登録生存講習機関の登録生存講習事務規程に関する準備行為）

第三条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三条の七の規定の例により、同条第一項に規定する登録生存講習事務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

（登録消火講習機関への準用）

第四条　附則第二条の規定は、第三号新船員法第八十三条の十七の登録について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「第八十三条の二、第八十三条の三及び」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八の規定並びに第三号新船員法第八十三条の十九において準用する第三号新船員法」と、「第八十三条の十五の」とあるのは「第八十三条の十九において準用する第三号新船員法第八十三条の十五の」と読み替えるものとする。

2　前条の規定は、前項において準用する附則第二条第二項の規定により登録を受けた者について準用する。この場合において、前条中「第八十三条の七」とあるのは「第八十三条の十九において準用する第三号新船員法第八十三条の七」と、「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と読み替えるものとする。

（コンテナが海中に転落した場合における通報に関する経過措置）

第五条　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の船員法第十三条の二の規定は、輸送中のコンテナが同号に掲げる規定の施行の日以後に海中に転落した場合について適用する。

（基本訓練及び実技講習に関する経過措置）

第六条　第三号新船員法第八十一条の二第一項の規定は第三号施行日以後に同項に規定する雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一条の三第一項及び第三項の規定は第三号施行日以後に同条第一項に規定する特定雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一条の四の規定は第三号施行日以後に当該雇入契約を当該特定雇入契約に変更した場合について、それぞれ適用する。

2　第三号施行日前に船舶所有者が船員法第一条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）について第三号新船員法第八十一条の二第一項に規定する基本訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する教育訓練を実施した場合においては、当該船員を同条第二項に規定する証明書を受有しているものとみなして、同条第一項及び第三号新船員法第八十一条の三第一項の規定を適用する。

3　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一条の二第一項に規定する雇入契約が存する船舶所有者であって、第三号施行日前に当該船員について前項に規定する教育訓練を実施していないものは、当該船員との間で第三号施行日に当該雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。

4　第三号施行日前五年以内に船舶所有者が船員に第三号新船員法第八十一条の三第三項各号に定める実技講習と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせた場合においては、当該船員を当該各号に定める実技講習の課程を修了したものとみなして、同項から同条第五項まで（これらの規定を第三号新船員法第八十一条の四において準用する場合を含む。）及び第三号新船員法第八十一条の五の規定を適用する。

5　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一条の三第一項に規定する特定雇入契約が存する船舶所有者であって、第三号施行日前五年以内に当該船員に前項の国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせていないものは、当該船員との間で第三号施行日に当該特定雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。

（海上労働証書及び臨時海上労働証書に関する経過措置）

第七条　第一条の規定による改正前の船員法（次項において「第三号旧船員法」という。）第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。

2　第三号旧船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

（船員手帳及び勤務成績証明書に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に船員法第三十七条に規定する雇入契約の成立等があった場合における当該雇入契約に係る船員の勤務に関する事項の船員手帳への記載については、なお従前の例による。

2　施行日前の船員法第二条第一項に規定する海員の勤務の成績に関する証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

（施行日の前日までの間の読替え）

第九条　第三号施行日から施行日の前日までの間は、第三号新船員法目次中「第八章の三　快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十・第八十三条の二十一）」とあるのは「第九章　年少船員（第八十四条―第八十六条）」とする。

（登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為）

第十条　第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十二条の四の登録を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定並びに新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ新船舶職員法第二十二条の四の登録及び新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五の規定による公示とみなす。

（登録漁ろう操船講習機関の登録漁ろう操船講習事務規程に関する準備行為）

第十一条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六の規定の例により、新船舶職員法第二十二条の五第一項第二号ロに規定する漁ろう操船講習事務の実施に関する規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六第一項の規定による届出とみなす。

（特定漁船に係る乗組み要件に関する経過措置）

第十二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号に掲げる海技士（航海）の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者は、第三号施行日の前日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力（漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものに限る。）を有する旨の認定を受けることができる。

2　新船舶職員法第十八条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、船舶所有者が前項の認定を受けた者を新船舶職員法第五条第二項に規定する特定漁船に乗り組ませる場合における当該船舶所有者については、第三号施行日から起算して二年を経過する日（次項において「二年経過日」という。）までの間は、適用しない。

3　新船舶職員法第二十一条第四項の規定（新船舶職員法第十八条第四項第二号に掲げる要件に係る部分に限る。）は、第一項の認定を受けた者については、二年経過日までの間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の船員法及び第二条の規定による改正後の船員職業安定法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

（海難審判法の一部改正）

第十六条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第一項」に改める。

第四十九条中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十五第二項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改め、同項第二号中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

附則第九条第十五項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十六号中「船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録（第三十二号に掲げるものを除く。）」に改め、同号㈦を同号㈧とし、同号㈣から㈥までを同号㈤から㈦までとし、同号㈢の次に次のように加える。

㈣　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第百三十七号の二を次のように改める。

百三十七の二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による登録		
㈠　船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　船員法第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百三十六号㈣並びに第百三十七号の二㈠及び㈡に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同表第百三十六号㈣中「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第十条第二項（登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為）の登録」と、同表第百三十七号の二㈠中「船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第二条第二項（登録生存講習機関の登録に関する準備行為）の登録」と、同号㈡中「船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第四条第一項（登録消火講習機関の登録）の準用）において準用する同法附則第二条第二項の登録」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十七の四の項中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二十二条　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「特定地方公共団体（」を削り、「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに」を「」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項」と、「」に、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項」を「同条第五項」に改め、「同法」を削り、「募集情報等提供」の下に「を業として」を加え、「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「第六条第九項に規定する船員募集情報提供事業を」に改め、「（特定地方公共団体を含む。）、事業主、」を削り、「は「、事業主、」を「は「」に改め、「特定地方公共団体」及び「、特定地方公共団体」を削る。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七十三条」を「第七十三条第一項」に、「命令」を「政令」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第二十四条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二中「第六条第四項」を「第六条第四項に規定する特定地方公共団体、同条第五項に」、「同条第五項に」を「同条第六項に」に改め、「、地方運輸局」の下に「、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加え、「第二十一条（」を「第二十二条（」に、「公共職業安定所、」とあるのは「公共職業安定所若しくは」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体」とあるのは「」に、「」と、「公共職業安定所長」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」と、「同法」とあるのは「職業安定法」と、「公共職業安定所長」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「の各号」を削り、同条第二号中「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第九条第一項中「、第四十三条」を削り、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定（船員職業紹介事業に関し必要な事項に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条」を「第二十二条まで（第二十一条第一項及び第三項を除く。）」に改める。

第十条中「第五十三条」を「第五十四条」に改め、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定（船員労務供給事業に関し必要な事項に係る部分に限る。）」を加える。

第十一条第五項中「第七条」の下に「、第十八条」を加え、「第二十一条、」を「第二十二条、」に、「第二十一条第一項」を「同法第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同法第二十二条第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第十四条第一項中「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の二の項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書若しくは同法第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二十七条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条の改正規定中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十四項」を「第六条第十六項」に、「第六条第十五項」を「第六条第十七項」に改め、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第十七条まで、第十九条及び第二十一条」を「第二十条まで及び第二十二条」に、「並びに第十六条第二項及び第三項」を「、第十六条第二項及び第三項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条」に、「第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項」を「第九十六条第一項第一号中「第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）」に、「第十九条」を「第十九条の規定」に、「同法第九十八条第二項」を「同項第二号中「、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において」とあるのは「において」と、「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同法第九十八条第二項」に改める。

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

（労働安全衛生法の一部改正）

第一条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そこなう」を「損なう」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは、」の下に「当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を、「労働者で」の下に「当該」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「（特定自主検査を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。

第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれか」に改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。

2　前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。

第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前条の規定による命令に違反したとき。

第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の六　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（技能講習修了証の不正交付等への対処）

第七十六条の二　何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2　都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十七条第三項中「字句と」を「字句に」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第四十六条第二項第二号	二年	二年（第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間）

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第六項若しくは第七項」を「第七十七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十三条第一項第五号	第五十二条又は第五十二条の二	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項

第七十七条第七項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。

第百十八条中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改める。

第二条　労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第百条」を「第百条の二」に改める。

第二条第四号中「をは握」を「（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握」に改める。

第四条中「労働者」の下に「及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの」を加える。

第九条中「事業者、事業者の」を「事業を行う者、その」に改める。

第十五条第一項中「その労働者及び」を「当該一の場所において、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び」に、「すべて」を「全て」に、「の労働者が当該場所において」を「に係る作業従事者が」に、「労働者の作業」を「作業従事者の作業」に改め、同項ただし書中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十五条の三第一項中「労働者及び」を「労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び」に、「の労働者が」を「に係る作業従事者が」に、「これらの労働者」を「これらの作業従事者」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十五条の二第一項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第二十六条及び第二十七条第一項中「労働者」の下に「及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者」を加える。

第二十九条第一項及び第二項中「の労働者」を「に係る作業従事者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「その労働者」を「関係請負人に係る作業従事者」に改める。

第二十九条の二中「の労働者」を「に係る作業従事者」に改める。

第三十条第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に、「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十条の二第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者の」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改める。

第三十条の三第一項及び第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（作業場所管理事業者の講ずべき措置）

第三十条の四　仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

第三十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第三十一条の四において同じ。）の労働者」を「）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）」に改め、「当該労働者の」を削る。

第三十一条の三第一項中「の労働者が」を「又は個人事業者（事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十一条の四中「その請負人」の下に「（仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）」を加え、「の労働者を労働させた」を「に係る作業従事者が作業を行つた」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に「、第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十一条第一項、」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者」を「作業従事者である」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を、「とき」の下に「、又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

３　第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等（別表第一第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。）を製造し」に、「当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）」を「登録設計審査等機関」に改め、同項ただし書中「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

2　事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3　事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事者役員等」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三条の二中「第四十二条の機械等」を「第四十二条第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える。

第四十四条第一項及び第四十四条の二第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十五条第二項を次のように改める。

2　個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

第四十五条第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。

一　事業者　当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法

二　個人事業者　当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

第四十六条の見出し中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項の規定による」を「第三十七条第三項の」に改め、「ところにより」の下に「、次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、「区分ごとに、製造時等検査」を「地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる機械等に係る特定機械等　設計審査及び製造時等検査

イ　別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等

ロ　別表第一第四号に掲げる機械等

ハ　別表第一第八号に掲げる機械等

二　次に掲げる機械等に係る特定機械等　設計審査

イ　別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等

ロ　別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

第四十六条第三項第四号中「特別特定機械等」を「特定機械等」に改め、同号イ中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「検査員であつて」を「製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて」に、「者が」を「ものが」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「製造時等検査」を「製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査」に改め、「という。）」の下に「の数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第五」を「製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　設計審査を実施する者（別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。）の数が同表第二号に掲げる数以上であること。

二　審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。

第四十六条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第四十七条の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査」を「登録設計審査等機関が設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十八条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第四十九条中「登録製造時等検査機関は、製造時等検査」を「登録設計審査等機関は、設計審査等」に改める。

第五十条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査」を「登録設計審査等機関が設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十一条の見出し中「検査員」を「審査員又は検査員」に改め、同条中「登録製造時等検査機関は、」を「登録設計審査等機関は、審査員又は」に改める。

第五十二条中「登録製造時等検査機関（」を「登録設計審査等機関（」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に改める。

第五十二条の二中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に、「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改める。

第五十二条の三中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条第一項中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「外国登録製造時等検査機関が次の」を「外国登録設計審査等機関が次の」に改め、同項第三号中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第五十三条の三中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び前条（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十一条第二項
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者については、別表第五	別表第八
	製造時等検査を行うもの	性能検査を行うもの
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者については、製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
	別表第六第一号	同表の中欄
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者については、検査員	検査員
	別表第七	別表第十
	製造時等検査の	性能検査の
第四十六条第三項第六号	又は輸入する者	若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
	設計審査等	性能検査
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは	性能検査を行うときは、
第四十七条第四項	製造時等検査	性能検査
第四十九条	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員	検査員
第五十二条	設計審査等の	性能検査の
第五十二条の二	設計審査等を	性能検査を
	設計審査等の	性能検査の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の	性能検査の
前条（見出しを含む。）	都道府県労働局長	労働基準監督署長

第五十四条中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「個別検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録個別検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条第一項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める区分	厚生労働省令で定める区分
	設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）	個別検定
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者については、別表第五	別表第十一
	製造時等検査を行うもの	個別検定を行うもの
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者については、製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
	別表第六第一号	同表の中欄
	検査員	検定員
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者については、検査員	検定員
	別表第七	別表第十三
	検査員を	検定員を
	製造時等検査の	個別検定の

第四十六条第三項第六号	特定機械等
第四十六条第四項	設計審査等
第四十七条第二項	登録設計審査等機関登録簿
	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分
第四十七条第四項	製造時等検査
	検査方法
第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員
第五十二条	設計審査等の
第五十二条の二	設計審査等を
	設計審査等の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長

第四十四条第一項の政令で定める機械等	個別検定
	登録個別検定機関登録簿
	個別検定を行うときは、検定員
	第四十四条第三項の基準
	個別検定
	検定方法
	個別検定の
	個別検定を
	個別検定の
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長

第五十四条の二中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分
	第四十四条の二第一項
	厚生労働省令で定める区分
	型式検定
設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）	

第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者については、別表第五
	製造時等検査を行うもの
	型式検定を行うもの
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者については、製造時等検査
	別表第六第一号
	検査員
	別表第十五第一号
	検定員
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者については、検査員
	別表第七
	検査員を
	製造時等検査の
	型式検定の
第四十六条第三項第六号	特定機械等
	設計審査等
	型式検定
	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	別表第十六
	検定員を
	型式検定の
	第四十四条の二第三項の基準
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿
	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員
第四十七条第二項	登録型式検定機関登録簿
	型式検定を行うときは、検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分
第四十七条第四項	製造時等検査
	検査方法
第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員
第五十二条	設計審査等の
第五十二条の二	設計審査等を
	設計審査等の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長

別表第十四	型式検定を行うもの
	型式検定
別表第十五第一号	検定員
別表第十六	検定員を
	型式検定の
第四十四条の二第三項の基準	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	登録型式検定機関登録簿
	型式検定を行うときは、検定員
	第四十四条の二第三項の基準
	型式検定
	検定方法
	検定員
	型式検定の
	型式検定を
	型式検定の
	型式検定の
	厚生労働大臣

第五十四条の三第二項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。
第五十四条の四第二項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。

第五十七条の二第一項中「提供する者」の下に「（次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。）」を加え、同条第二項中「通知対象物を譲渡し、又は提供する者」を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前各項に」に、「前二項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。

4　前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行つた者（次項及び第百三条第四項において「代替化学名等通知者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

5　代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。

6　第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもつて第一項又は第二項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。

7　第五十七条の二に次の二項を加える。

8　厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

9　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。

第五十九条に次の一項を加える。

4　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

第六十条の二第一項中「前二条」の下に「（第五十九条第四項を除く。）」を加え、「者に」を「労働者に」に改め、同条第三項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二　事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定）

第六十五条の三　事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

2　事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

3　事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。

4　前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

第七十七条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「場合において」の下に「、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるほか」を加え、同項の表を次のように改める。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項の登録（以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）
第四十六条第二項第二号	二年	二年（第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間）
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項	設計審査等	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第一項及び第四項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十二条	（外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関（以下「外国登録設計審査等機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号	が第七十七条第二項各号
第五十二条の二	（外国登録設計審査等機関を除く。）が第四十七条	が第七十七条第七項又は第八項
	設計審査等を	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習を
	設計審査等の	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習の
第五十三条第一項各号列記以外の部分	（外国登録設計審査等機関を除く。）が次の各号	が次の各号
	設計審査等の	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習の

第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第七項若しくは第八項
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条第一項第五号	第五十二条又は第五十二条の二	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項
第五十三条の二の見出し	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第一項	による設計審査等	による第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	に対し設計審査等	に対し第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習
	により設計審査等	により第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	当該設計審査等	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第二項	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習

第七十七条第六項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第九十六条第三項中「、登録製造時等検査機関」を「、登録設計審査等機関」に、「（外国登録製造時等検査機関」を「（外国登録設計審査等機関」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「「登録製造時等検査機関等」を「「登録設計審査等機関等」に改める。

第九十七条の見出し中「労働者の」を削り、同条第一項中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　注文者、機械等貸与者その他第一項の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第九十八条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「請負人又は」の下に「機械等若しくは」を加える。

第九十九条第一項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第百条第一項中「建築物貸与者」の下に「、通知対象物譲渡者等」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、第十章に次の一条を加える。

（災害状況の調査）

第百条の二　厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3　前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

第百一条第四項中「により通知された事項」の下に「（同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。）」を加える。

第百三条第一項中「規定」の下に「（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「、製造時等検査」を「、設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

第百十二条第一項第四号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同項第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十二条の二第一項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第四号及び第六号中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第百十五条の三第一項中「製造時等検査、」を「設計審査等、」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十六条及び第百十七条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百十八条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第百十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改め、「第九十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第百三条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第百二十一条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第百二十三条第一号中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に「、第三十八条」を加える。

別表第四に次の一号を加える。

十四　前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二（第四十六条関係）

一　条件	
イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ	

同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること。

設計審査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 イ　特定機械等の構造 ロ　材料及び試験方法 ハ　工作及び試験方法 ニ　附属装置及び附属品 ホ　関係法令、強度計算方法及び検査基準 (2) 登録設計審査等機関が行うものであること。
別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等	別表第一第三号及び第五号に掲げる機械等	
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	
別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等	別表第一第六号及び第七号に掲げる機械等	
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	

ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業者」という。）で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二　数

年間の設計審査の件数を五十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第四の三（第四十六条関係）

一　工学関係大学等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二　工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五（第四十六条関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第六（第四十六条関係）

一　条件

イ　工学関係大学等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 イ　特定機械等の構造 ロ　材料及び試験方法 ハ　工作及び試験方法 ニ　附属装置及び附属品 ホ　関係法令、強度計算方法及び検査基準 (2) 登録設計審査等機関が行うものであること。
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	

ロ　工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二　数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第七第一号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十年以上」を加え、同表第二号中「十五年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十五年以上」を加える。

別表第八別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に改める。

別表第十一別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に、「フィルム観察器及び写真濃度計」を「及び放射線検査用機器」に改める。

別表第十四に次のように加える。

別表第四第十四号に掲げる機械等	型式検定に必要な機械的試験、電気的試験又は寸法検査その他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として政令で定めるもの

別表第十八中第三十一号から第三十三号までを削り、第三十四号を第三十一号とし、第三十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　車両系機械運転技能講習

別表第十八中第三十六号を第三十四号とし、第三十七号を第三十五号とし、同表に備考として次のように加える。

備考　「車両系機械運転技能講習」とは、車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習（第二十九号から第三十二号までに規定する講習を除く。）をいう。

別表第十九車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の項から車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習の項までを削り、高所作業車運転技能講習の項の次に次のように加える。

車両系機械運転技能講習	車両系機械及び当該車両系機械を運転することができる施設

別表第二十中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　車両系機械運転技能講習

講習科目	条件
学科講習	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一　大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二　高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	一　大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二　高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
運転に必要な一般的事項に関する知識	一　大学等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて、専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であること。 二　高等学校等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	一　大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習	
走行の操作	一　大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二　高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。
作業のための装置の操作及び合図	三　車両系機械運転技能講習を修了した者で、その後五年以上当該車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四　前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

（作業環境測定法の一部改正）

第三条　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「適正な作業環境」の下に「及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「定める作業場」を「定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　個人ばく露測定　作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

第三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加える。

第四条中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同法第六十五条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

第五条中「修了した者」の下に「であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの」を加え、「者で」を「者であつて」に改める。

第九条第二項中「を提出する場合」を削り、「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示しなければ」を「その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければ」に改める。

第十五条第一号中「で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削り、同条第二号中「で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削る。

第二十二条第一項及び第三項、第二十九条第二項、第三十条第二項並びに第三十一条第二項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「官報で」を削る。

第三十二条第三項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第五項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第三十四条第一項中「第四十七条第一項中「製造時等検査」を「第四十七条第一項中「設計審査等」に改め、「同条第二項中「」の下に「設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、」を加え、同条第二項中「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示」を「その他の厚生労働省令で定める書類」に、「書面を添付」を「書面」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働安全衛生法第三条第三項及び第五十三条第一項第五号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条及び第十二条の規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の改正規定（「（第二項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）並びに同条第四項及び第五項の改正規定　令和八年一月一日

三　第二条中労働安全衛生法第二条第四号の改正規定、同法第六十五条の四を同法第六十五条の五とし、同法第六十五条の三を同法第六十五条の四とし、同法第六十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第百十九条第一号の改正規定（「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改める部分に限る。）及び第三条の規定（作業環境測定法第二十二条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十一条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十四号(一)の改正規定及び附則第十三条中労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、同条第六項の改正規定及び労働者派遣法第四十七条第一項の改正規定　令和八年十月一日

四　第二条中労働安全衛生法の目次の改正規定及び同法第十章に一条を加える改正規定及び附則第十四条中労働者派遣法第四十五条の改正規定（同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改める部分に限る。）　令和九年一月一日

五　第二条中労働安全衛生法第三十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定（同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削る部分、同条第六項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分及び同条第七項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分を除く。）、同法第三十六条及び第四十二条の改正規定、同法第四十三条の二の改正規定（同条第二号中「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える部分を除く。）、同法第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第四十五条、第五十四条の三第二項第一号、第五十四条の四第二項、第五十九条及び第六十条の二の改正規定、同法第百十九条第一号の改正規定（「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える部分に限る。）並びに同法第百二十条第一号の改正規定（「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に改める部分及び「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）及び附則第十四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和九年四月一日

六　第二条中労働安全衛生法附則第四条を削る改正規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

七　第二条中労働安全衛生法第五十七条の二第二項の改正規定（「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改める部分に限る。）及び同法第百十九条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える改正規定　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（登録設計審査等機関の登録に関する準備行為）

第二条　第二条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新労働安全衛生法」という。）第三十七条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新労働安全衛生法第四十六条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十六条第二項から第四項まで及び第百十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、それぞれ新労働安全衛生法第三十七条第三項の登録及び新労働安全衛生法第百十二条の二第一項の規定による公示とみなす。

（登録設計審査等機関の業務規程に関する準備行為）

第三条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十八条の規定の例により業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

（指針に関する準備行為）

第四条　厚生労働大臣は、施行日前においても、新労働安全衛生法第五十七条の二第八項の規定の例により、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、又は新労働安全衛生法第六十二条の二第二項の規定の例により、事業者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、それぞれ定め、公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日においてそれぞれ新労働安全衛生法第五十七条の二第八項又は第六十二条の二第二項の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（製造時等検査及び検査証に関する経過措置）

第五条　施行日前にされた第二条の規定による改正前の労働安全衛生法（以下「旧労働安全衛生法」という。）第三十八条第一項の規定による製造時等検査の申請であって、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付された検査証（前項の規定によりなお従前の例によることとされた製造時等検査の申請に係るもの及び次条第一項の規定により交付されることとされる旧労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものを含む。）は、新労働安全衛生法第三十九条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（登録製造時等検査機関に関する経過措置）

第六条　施行日において現に旧労働安全衛生法第三十八条第一項の登録を受けている登録製造時等検査機関は、労働安全衛生法第四十六条の二第一項の規定による期間が経過するまでの間は、当該登録に係る製造時等検査を行うことができる。この場合において、旧労働安全衛生法第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第一項、第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条から第五十三条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

2　施行日前にされた旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消し（前項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しを含む。）は、労働安全衛生法第四十六条第二項の適用については、それぞれ新労働安全衛生法第五十三条第一項又は第二項の規定による登録の取消しとみなす。

（技能講習及び技能講習修了証に関する経過措置）

第七条　施行日において現に旧労働安全衛生法第七十六条第一項に規定する技能講習（旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に限る。）を受講しており、かつ、修了していない者に係る技能講習については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付された技能講習修了証（旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に係る技能講習に係るものに限る。）は、新労働安全衛生法第七十六条第二項の規定により交付されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　施行日前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十三号中「ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定による」に改め、同号(一)中「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削り、同号(三)中「第三十八条第一項（登録製造時等検査機関」を「第三十七条第三項（登録設計審査等機関」に改め、同表第八十四号(一)中「第二条第六号」を「第二条第五号」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「、登録性能検査機関」とあるのは「、登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号㈢中「除く。」とあるのは「除く。）又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）附則第二条第二項（登録設計審査等機関の登録に関する準備行為）の登録」とする。

（労働者派遣法の一部改正）

第十三条　労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二条」の下に「、第六十二条の二」を加え、同条第三項中「（第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第十五項中「事業者」とあるのは「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者」に、「を含む。以下この条において同じ。）」を「を含む。）」に、「第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条」を「第三項まで」に改め、「、第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。）」と」の下に「、同法第三十三条第一項、第三十四条及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」と」を加え、「の労働者」とあるのは「の労働者」を「（労働者」とあるのは「（労働者」に改め、「（派遣中の労働者」という。）を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者を含む。）」と」の下に「、同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」と」を、「第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、「又はこれに基づく命令の規定（」を「又はこれに基づく命令の規定を除く。）（」に改める。

第四十七条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」を「第三項まで」に改める。

第十四条　労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十条の二」の下に「（第二項を除く。）」を加え、同条第三項中「第三十条の三まで」を「第三十条の四まで」に、「並びに第三十条の三第一項及び第四項」を「、第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「含む。）」と」の下に「、同法第三十条の二第一項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三十条の二第一項（これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に」と」を加え、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項第一号」に、「及び同条第三項」を「及び同条第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条第三項及び第四項」に改め、同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改め、「事業者（派遣先の事業者を含む。）」とあるのは「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」の下に「、同法第三十二条第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」を加え、「第三十二条第四項中」を「第三十二条第五項中」に、「第三十二条第四項、第六項及び第七項」を「第三十二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同条第十六項中「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号ヘ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号の二ル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3　次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一　蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二　前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三　前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ　危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ　危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

総務大臣　村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合） **第十三条の二の三**　令第九条第一項第十二号の総務省令で定める場合は、前条第二号の措置を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。	
（避雷設備） **第十三条の二の四**　［略］	［新設］
（高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　略］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の四に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。	（避雷設備） **第十三条の二の三**　［同上］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　同上］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。
（屋内貯蔵所の架台の基準） **第十六条の二の二**　令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一　架台は不燃材料で造ること。 一の二　架台は堅固な基礎に固定すること。ただし、告示で定める架台にあつては、この限りでない。 ［二・三　略］	（屋内貯蔵所の架台の基準） **第十六条の二の二**　令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。 一　架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。 ［新設］ ［二・三　同上］
［2　略］ （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） **第十六条の二の八**　蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。 2　前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。 ［一～三　略］ 四　前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下この条及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五　蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又はこん包するほか、次のいずれかの方法とすること。 ［イ～ハ　略］ 六　消火設備は、第三十五条の二第三項各号に定めるところにより設けること。	［2　同上］ （蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例） **第十六条の二の八**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］ 四　前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。 五　蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。 ［イ～ハ　同上］ 六　消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。

3　第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（法第十七条の二の五第一項前段又は第十七条の三第一項前段に規定する場合には、それぞれ法第十七条の二の五第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）の例により、消防用設備等（法第十七条第一項の消防用設備等をいう。以下同じ。）が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第四号から第十五号までの規定は、適用しない。

一　貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。

二　貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三　貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。

四　貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

五　蓄電池の充電率は、六十パーセント以下とすること。

六　蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

七　蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。

八　蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下この条において「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又はロの集積場所の規定の例によること。

九　貯蔵場所（前号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第三十五条の二第四項第二号の規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二の準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ　一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1)　当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2)　一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ　区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十　第三十五条の二第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

［新設］

４　第一項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであつて、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、令第十条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第十五号までの規定は、適用しない。

一　前項第五号から第十号までの規定の例によること。

二　危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。

三　屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。

五　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ　随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ　煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1)　一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

(2)　特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3)　一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i)　特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii)　一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4)　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

六　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

七　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(ヒ)項イ又は(ム)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ　その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ　その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

八　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(ヒ)項イ又は(ム)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、令第九条第一項第一号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ　屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1)　指定数量の倍数が三十未満であること。

［新設］

(2)　屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ　保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2)　屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二　令第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一　高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）又は同法第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である圧力タンク

イ　一般高圧ガス保安規則の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）　同規則第六条第一項第十一号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十九条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

ロ　液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）　同規則第六条第一項第十七号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十七条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二　［同上］

一　高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）である圧力タンク

イ　一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（ロに掲げるものを除く。）　最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で行う水圧試験

ロ　高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの

(1)　設計圧力が〇・四三メガパスカル以下のもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験

(2)　設計圧力が〇・四三メガパスカルを超え一・五メガパスカル以下のもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験

(3)　設計圧力が一・五メガパスカルを超えるもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の一・五倍の圧力で行う水圧試験

(4)　高合金鋼を材料とするもの　設計圧力の一・五倍の圧力で行う水圧試験

ハ　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）　同規則第五条第一項第十七号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十四条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

ニ　高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第三十四条に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣が認可したところにより行う水圧試験

二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク　圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）第六十三条第一項に定めるところにより行う水圧試験

三　労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク　小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和五十年労働省告示第八十四号）第三十八条に定めるところにより行う水圧試験

（ポンプ設備において適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよい場合）

第二十一条の三の三　令第十一条第一項第十号の二ルの総務省令で定める場合は、前条の措置（同条に規定する第十三条の二の二第二号に掲げる措置に限る。）を講じることにより、漏れた危険物をとどめることができる場合とする。

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四　令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　消防法施行令別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(六)項、(七)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

［2～5　略］

（避雷設備）

第二十八条の四十二　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の四に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四　令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～五　略］

五の二　令第十九条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所　以下のイからハまでに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該建築物の一般取

［新設］

二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンク　設計圧力の一・五倍の圧力に温度補正係数（水圧試験を行うときの温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力を使用温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力で除して得た値のうち最小の値）を乗じた圧力で行う水圧試験

三　労働安全衛生法別表第二第四号に掲げる機械等である圧力タンク

イ　設計圧力が〇・一メガパスカル以下のもの　〇・二メガパスカルの圧力で行う水圧試験

ロ　設計圧力が〇・一メガパスカルを超え〇・四二メガパスカル以下のもの　設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験

ハ　設計圧力が〇・四二メガパスカルを超えるもの　設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験

［新設］

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四　［同上］

［一～五　同上］

六　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(六)項、(七)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

［2～5　同上］

（避雷設備）

第二十八条の四十二　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（特例を定めることができる一般取扱所）

第二十八条の五十四　令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～五　同上］

［新設］

扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）

イ　危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ロ　危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ハ　危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を専ら行う一般取扱所

［六～九　略］

（吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五　［略］

（洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五の二　［略］

（焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十六　［略］

（充塡作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八　［略］

（詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九　［略］

（危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例）

第二十八条の五十九の二　第二十八条の五十四第五号の二の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2　第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

二　危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三　液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第五号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四　危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五　危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防

［六～九　同上］

（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五　［同上］

（専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五の二　［同上］

（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十六　［同上］

（専ら充塡作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八　［同上］

（専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九　［同上］

［新設］

火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

六　第二十八条の五十四第五号の二イに規定する危険物を用いた蓄電池（以下この号から第六項まで及び第三十五条の三において単に「蓄電池」という。）の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。）を行う場合を除き、六十パーセント以下とすること。

七　蓄電池の周囲三メートル以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであつて、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第九号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

八　蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が三メートル未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。）は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ　三十パーセントを超え六十パーセント以下　次の(1)から(4)までに適合すること。

(1)　集積場所の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

(2)　一の集積場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

(3)　床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(4)　蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

ロ　三十パーセント以下　次の(1)又は(2)に適合すること。

(1)　イ(1)から(4)までに適合すること。

(2)　イ(1)及び(4)のほか、次の(i)から(iii)までに適合すること。

(i)　一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が二十平方メートル以下であるものをいう。以下この条において同じ。）と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅三メートル以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

(ii)　床面から蓄電池の上端までの高さは、六メートル以下とすること。

(iii)　蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井）までの高さは、二メートル以上とすること。

九　充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、第六項第二号イからハまでのいずれかの例によること。

十　集積場所（第八号イ(1)の空地を含む。）又は充放電作業場所（第六項第二号ハにおいてその例によるものとされる第八号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第三十五条の三第三項第二号イの規定により第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が千五百平方メートルを超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計千五百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。

イ　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

ロ　一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。

(1)　当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(2)　一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。

ハ　区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が十平方メートル以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が五十メートル以下となるようにすること。

十一　危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、第十三条の三第二項第一号の規定の例による囲いを設けること。

十二　第三十五条の三第三項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

3　第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　前項第三号から第十二号までの規定の例によること。

二　危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。

三　一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。

四　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

イ　随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

ロ　煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

(1)　一の特定防火設備の面積は、三十平方メートル以下であること。

(2)　特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの二分の一未満であること。

(3)　一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i)　特定防火設備相互間の距離を三メートル以上とすること。

(ii)　一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

(4)　特定防火設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。

五　建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(ヒ)項イ又は(ヘ)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

イ　その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

ロ　その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

六　建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第一条の二第二項後段の規定により同令別表第一(ヒ)項イ又は(ヘ)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。

イ　一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、十メートル（保安対象用途が令第九条第一項第一号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、三十メートル）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1)　指定数量の倍数が三十未満であること。

(2)　一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ　保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2)　一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

4　第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　第二項第一号、第二号及び第六号から第十一号までの規定の例によること。

二　蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。

三　危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。

イ　液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

ロ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

ハ　電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

四　第三十五条の三第四項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

5　第二十八条の五十四第五号の二ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　第二項第六号から第十一号まで、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに前項第二号から第四号までの規定の例によること。

二　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第三項第四号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

6　第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　第二項第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十号並びに第四項第二号の規定の例によること。

二　充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ　充放電設備は、キュービクル式のものとすること。

ロ　一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1)　充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(i)　一の充放電作業場所の床面積は、二十平方メートル以下とすること。

(ii)　床面から蓄電池の上端までの高さは、一・八メートル以下とすること。

(iii)　充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第二項第八号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。

(2)　次のいずれかの措置を講ずること。

(i)　建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合（(ii)において、「火災等の場合」という。）に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置

(ii)　火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱（蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。）の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置

(iii)　延焼防止上(i)又は(ii)と同等以上の効果があると認められる措置

ハ　蓄電池の充電率を六十パーセント以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

三　第三十五条の三第五項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

7　第二十八条の五十四第五号の二ハの一般取扱所のうち、第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号及び第十九号の規定は、適用しない。

（スプリンクラー設備の基準）

第三十二条の三　第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

［一　略］

二　開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十五条の四において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。

［三～五　略］

（蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例）

第三十五条の二　令第二十条第三項第一号の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2　蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項及び第四項に定めるところによる。

［3　略］

4　第二項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の八第三項各号（当該屋内貯蔵所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第四項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一　貯蔵倉庫（建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するように設置した場合（同号に規定する貯蔵場所以外の部分にあつては、当該基準の例により設置した場合）は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消火設備に限る。）（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二　第十六条の二の八第三項第八号に規定する貯蔵場所（同号においてその例によるものとされる第二十八条の五十九の二第二項第八号イ又は口に掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又は口（1）に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。）（以下この号において「貯蔵場所」という。）に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。

イ　スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

ロ　スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。ハ及びニにおいて同じ。）が貯蔵場所及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

ハ　水源は、その水量がロの放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）にニの性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。ホにおいて同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

（スプリンクラー設備の基準）

第三十二条の三　［同上］

［一　同上］

二　開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。

［三～五　同上］

（蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例）

第三十五条の二　令第二十条第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2　蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

［3　同上］

［新設］

ニ　ロの放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。

ホ　スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

（危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の三　令第二十条第三項第二号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第五号の二イからハまでに規定する一般取扱所とする。

2　前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項から第五項までに定めるところによる。

3　第二十八条の五十四第五号の二イに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第二項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第三項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一　危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、次号ロに掲げる基準に適合するように第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備等（消火設備に限る。以下この条において同じ。）が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するように又は次号イに規定する集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二　次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ　第二種のスプリンクラー設備　第二十八条の五十九の二第二項第八号に規定する集積場所（同号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ⑴に適合する場合に限る。）に定める要件を満たす場合に限る。）及び同項第九号に規定する充放電作業場所（同号においてその例によるものとされる同条第六項第二号イ又はハ（同条第二項第八号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ⑴に適合する場合に限る。）に定める要件の例による場合に限る。）に適合する場合に限る。）（以下この条において「集積場所等」という。）に前条第四項第二号イからホまでに掲げる基準の例により設けること。

ロ　第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）　第三十二条の四から第三十二条の十一までの規定の例により、次に掲げる部分の火災を有効に消火することができるように設けること。この場合において、第三十二条の五から第三十二条の七までの規定中「防護対象物」とあるのは、「液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備又は危険物を取り扱うタンク」とする。

⑴　液状の危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う設備及びその周囲

⑵　危険物を取り扱うタンク及びその周囲

［新設］

4　第二十八条の五十四第五号の二ロに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第四項各号（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、同条第五項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一　危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）のうち、前項第二号ロの規定の例により第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）を設ける部分以外の部分に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号イに掲げる基準に適合するように又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二　次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ　第二種のスプリンクラー設備　前項第二号イの規定の例によること。

ロ　第三種、第四種及び第五種の消火設備（第三種の消火設備にあつては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、移動式以外のものに限る。）　前項第二号ロの規定の例によること。

5　第二十八条の五十四第五号の二ハに規定する一般取扱所のうち、第二十八条の五十九の二第六項各号に掲げる基準に適合するもの（当該一般取扱所が建築物の一部に存する場合にあつては、第二十八条の五十九の二第二項第六号から第八号まで及び第十号、第三項第二号、第三号、第五号及び第六号、第四項第二号、第五項第二号並びに第六項第二号及び第三号の規定の例によるもの）であり、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一　危険物を取り扱う建築物（建築物の一部に一般取扱所が存する場合は、一般取扱所の用に供する部分）に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備を次号に掲げる基準に適合するように又は集積場所等以外の部分にあつては当該基準の例により設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消防法施行令第十条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。

二　第二種のスプリンクラー設備を第三項第二号イの規定の例により設けること。

（危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備の特例）

第三十五条の四　令第二十条第三項第三号の総務省令で定める一般取扱所は、第二十八条の五十四第九号に規定する一般取扱所とする。

2　前項の一般取扱所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

3　第一項の一般取扱所のうち、蓄電池設備（告示で定める基準に適合するものに限る。）をキュービクル式のものとし、又は告示で定める基準に適合する蓄電池を鋼製の棚（告示で定める基準に適合するものに限る。）若しくはこれと同等以上の性能を有するもの（以下この条において「鋼製の棚等」という。）に収納して設けるとともに、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第二十条第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一　一般取扱所が建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあつては、当該一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所である旨を表示し、一般取扱所が建築物の一

［新設］

部に存するものにあつては、当該建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所が存する旨を表示すること。

二　次のイ及びロに掲げる消火設備をそれぞれイ及びロに掲げる基準に適合するように設けること。

イ　第二種のスプリンクラー設備　蓄電池設備の存する部分に、次に掲げる基準に適合するように設けること。

(1)　スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが九メートル以下の位置にある天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）に設けること。

(2)　スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。(3)及び(4)において同じ。）が蓄電池設備（鋼製の棚等に収納して設ける場合にあつては、鋼製の棚等を含む。以下(2)において同じ。）及びその周囲六メートルの範囲を包含するように設けること。ただし、当該蓄電池設備から六メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、当該蓄電池設備から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもつて足りる。

(3)　水源は、その水量が(2)の放射能力範囲（当該範囲の床面積が二百三十平方メートル以上となる場合にあつては、床面積二百三十平方メートルの範囲）に(4)の性能により六十分間（告示で定める要件を満たす場合は、三十分間。(5)において同じ。）放水することができる量以上の量となるように設けること。

(4)　(2)の放射能力範囲内の放水密度が十二ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。

(5)　スプリンクラー設備を六十分間以上有効に作動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

ロ　第四種及び第五種の消火設備　第三十二条の十及び第三十二条の十一の規定の例により設けること。

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四　令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合

［イ～ヘ　略］

ト　第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号又は同条第四項第二号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

［二　略］

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条　令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、次に掲げる危険物とする。

一　塊状の硫黄等

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三十八条の四　［同上］

一　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　第十六条の二の七に規定する危険物（第三十五条の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

［二　同上］

（容器に収納しないこと等ができる危険物）

第四十条　令第二十六条第一項第二号ただし書の総務省令で定める危険物は、塊状の硫黄等及び第七十二条第一項に規定する危険物とする。

［新設］

二　リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のうち、次のいずれかの方法により貯蔵されるもの。

イ　告示で定める基準に適合する蓄電池（第二類又は第四類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池に限る。以下この号において同じ。）を水が浸透する素材で包装し、又はこん包して貯蔵する方法

ロ　告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により貯蔵する方法

ハ　告示で定める基準に適合する蓄電池を次に掲げる基準に適合するように貯蔵する方法

(1)　蓄電池を貯蔵する場所は、第十六条の二の八第三項第八号の規定の例によること。

(2)　蓄電池の充電率は、六十パーセント以下であること。

ニ　告示で定める基準に適合する箱に入れて貯蔵する方法

三　第七十二条第一項に規定する危険物

［2　略］

（給油するとき等の基準）

第四十条の三の四　令第二十七条第六項第一号リの総務省令で定めるとき及び同号リの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

［一・二　略］

（運搬容器への収納）

第四十三条の三　令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第一号に定める運搬容器への収納は、次のとおりとする。

［一～六　略］

［2　略］

3　令第二十九条第一号ロの総務省令で定める場合は、第二類又は第四類の危険物を用いたリチウムイオン蓄電池（以下この項において単に「蓄電池」という。）を次のいずれかの方法により運搬する場合とする。

一　告示で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、若しくはこん包し、又は鋼製の箱に収納し、及び固定して運搬する方法

二　告示で定める基準に適合するキュービクル式の設備により運搬する方法

三　告示で定める基準に適合する箱に入れて運搬する方法

四　告示で定めるところにより運搬する方法

［新設］

［2　同上］

（給油するとき等の基準）

第四十条の三の四　令第二十七条第六項第一号リの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

［一・二　同上］

（運搬容器への収納）

第四十三条の三　［同上］

［一～六　同上］

［2　同上］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

3　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正）

4　危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

法　規　的　告　示

○個人情報保護委員会告示第七号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年６月１日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年４月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～７　［略］	１～７　［同左］
８　行政機関等匿名加工情報の提供等	８　行政機関等匿名加工情報の提供等
［略］	［同左］
８－１　［略］	８－１　［同左］
８－２　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	８－２　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集
［略］	［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　提案の募集及び提案 行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。 提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第２項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第３項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。 また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第１項）。この場合においては、法第112条第２項及び第３項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第２項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。 なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第１項の提案をすることができない（法第113条）。	⑵　提案の募集及び提案 行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。 提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第２項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第３項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。 また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第１項）。この場合においては、法第112条第２項及び第３項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第２項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。 なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第１項の提案をすることができない（法第113条）。
①～③　［略］	①～③　［同左］

④　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者（同条第４号） ⑤～⑥　［略］ また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。 情報の提供等については、９－２（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。 (3)～(5)　［略］ ８－３　［略］ ９～11　［略］	④　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者（同条第４号） ⑤～⑥　［同左］ また、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない（法第127条）。 情報の提供等については、９－２（開示請求等をしようとする者への情報提供等）も参照のこと。 (3)～(5)　［同左］ ８－３　［同左］ ９～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関するガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和７年６月１日時点の条番号を示すものとする。 １・２　［略］ ３　個人情報取扱事業者等の義務 ３－１・３－２　［略］ ３－３　個人情報の取得（法第20条・第21条関係） ３－３－１　適正取得（法第20条第１項関係） ［略］ 個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※１）してはならない（※２）。 【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 ［略］ （※１）［略］	目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和７年４月１日時点の条番号を示すものとする。 １・２　［同左］ ３　個人情報取扱事業者等の義務 ３－１・３－２　［同左］ ３－３　個人情報の取得（法第20条・第21条関係） ３－３－１　適正取得（法第20条第１項関係） ［同左］ 個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※１）してはならない（※２）。 【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 ［同左］ （※１）［同左］

（※２）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。	（※２）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。
３－３－２～３－３－５　［略］	３－３－２～３－３－５　［同左］
３－４・３－５　［略］	３－４・３－５　［同左］
３－６　個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）	３－６　個人データの第三者への提供（法第27条～第30条関係）
３－６－１　第三者提供の制限の原則（法第27条第１項関係）	３－６－１　第三者提供の制限の原則（法第27条第１項関係）
［略］	［同左］
個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※１）を得ないで提供してはならない（※２）（※３）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。	個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※１）を得ないで提供してはならない（※２）（※３）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。
［略］	［同左］
（※１）　［略］	（※１）　［同左］
（※２）　［略］	（※２）　［同左］
（※３）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。	（※３）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。
【第三者提供とされる事例】［略］	【第三者提供とされる事例】［同左］
【第三者提供とされない事例】［略］	【第三者提供とされない事例】［同左］
［略］	［同左］
３－６－２～３－６－６　［略］	３－６－２～３－６－６　［同左］
３－７～３－11　［略］	３－７～３－11　［同左］
４　「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方	４　「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方
法第148条 ［略］ 法第178条 第148条第２項又は第３項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 法第184条 ［略］	法第148条 ［同左］ 法第178条 第148条第２項又は第３項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 法第184条 ［同左］
［略］	［同左］
５～10　［略］	５～10　［同左］
【付録】　［略］	【付録】　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関するガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関するガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部改正

個人情報の保護に関するガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
1～9　［略］	1～9　［同左］
（別紙）　［略］	（別紙）　［同左］
1・2　［略］	1・2　［同左］
3　認定の基準（法第48条・第49条関係）	3　認定の基準（法第48条・第49条関係）
法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。 ⑴　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ⑵　第155条第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ロ　第155条第１項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から２年を経過しない者 法第49条 ［略］	法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。 ⑴　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ⑵　第155条第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ロ　第155条第１項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から２年を経過しない者 法第49条 ［同左］
［略］	［同左］
3－1～3－3　［略］	3－1～3－3　［同左］
4・5　［略］	4・5　［同左］
（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　［略］	（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○総務省告示第百六十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十六条の二の二第一項第一号の二、第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号のニイ、第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ(2)(i)、同条第四項第二号及び同条第六項第二号ロ(1)(iii)、第三十五条の二第四項第二号ハ、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イからニまで並びに第四十三条の三第三項第一号から第四号までの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（屋内貯蔵所の架台の基準） **第四条の二の二**　規則第十六条の二の二第一項第一号の二の告示で定める架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿つて移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するものとする。 （蓄電池の基準） **第四条の二の三**　規則第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号のニイ、第二十八条の五十九の二第四項第二号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イ及びハ並びに第四十三条の三第三項第一号の告示で定める基準に適合する蓄電池は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。 （敷地境界線の外縁に存する施設） **第四条の二の四**　［略］ （遮蔽板の基準） **第六十八条の二の二**　規則第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ(2)(i)及び同条第六項第二号ロ(1)(iii)の告示で定める遮蔽板は、その材料が次の各号に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 一　耐火試験は次に定めるところにより行うこと。 イ　加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。 ロ　加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を測定すること。 ハ　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。 ニ　加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。 $T=345\log 10(8t+1)+20$ Tは、平均炉内温度（単位　℃） tは、試験の経過時間（単位　分） ホ　非加熱面側の温度は、当該面から三十センチメートル離れた位置で測定すること。	［新設］ ［新設］ （敷地境界線の外縁に存する施設） **第四条の二の二**　［同上］ ［新設］

二　耐火試験の合格の基準は、次のとおりとすること。

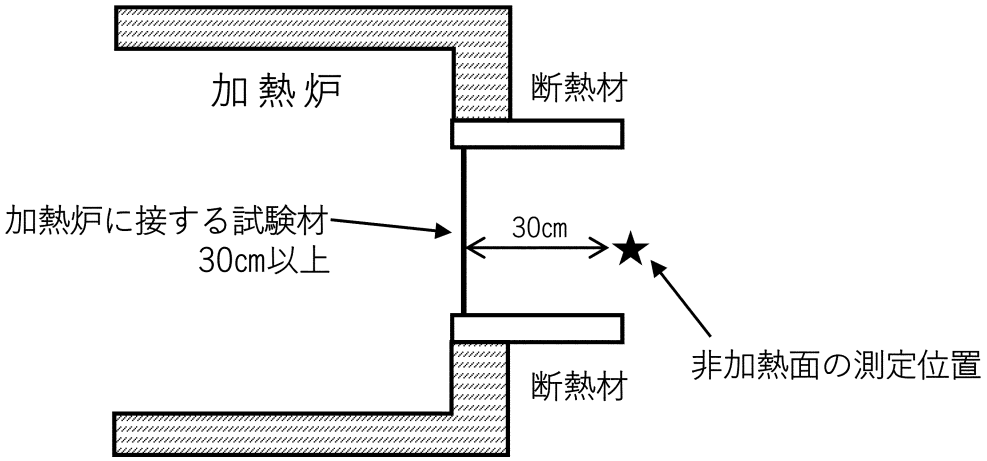
イ　試験開始から六十分間、次の(1)から(3)までを満たすこと。

(1)　非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

(2)　非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。

(3)　火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

ロ　試験開始から六十分後における非加熱面側の温度の値が八十度を超えないこと。



2　第一項の遮蔽板は、蓄電池から水平方向及び鉛直方向に五十センチメートル以上離して設置することとする。

3　第一項の遮蔽板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じたものであることとする。

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三　規則第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

（スプリンクラー設備の水源の特例）

第六十八条の二の四　規則第三十五条の二第四項第二号ハ及び第三十五条の四第三項第二号イ⑶の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。

二　スプリンクラー設備の送水口から百メートル以内の距離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の二の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域）を三十分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

（蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準）

第六十八条の二の五　規則第三十五条の四第三項の告示で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ二・四メートル以下であり、かつ、次の要件を満たすこと。

一　棚に設ける蓄電池の容量が百二十キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を百二十キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。

二　棚は、幅二・二メートル以下ごとに、厚さ〇・九ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。

三　棚の周囲には、前号により遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備（不燃材料又は難燃処理を施した材料で造つたものに限る。）を設ける場合を除き、一・二メートル以上の幅の空地を保有すること。

（容器の特例）

第六十八条の二の六　［略］

（容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準）

第六十八条の二の七　規則第四十条第一項第二号ニの告示で定める基準に適合する箱は、次のとおりとする。

一　箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとすること。

イ　箱の材料は次に定める耐火試験に合格するものであること。

⑴　耐火試験は、第一試験及び第二試験により行うこと。

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の二　規則第二十八条の六十の四第二項及び規則第二十八条の六十の四第五項第四号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

［新設］

（容器の特例）

第六十八条の二の三　［同上］

［新設］

(2)　第一試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i)　加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。

(ii)　加熱炉により、一枚の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認すること。

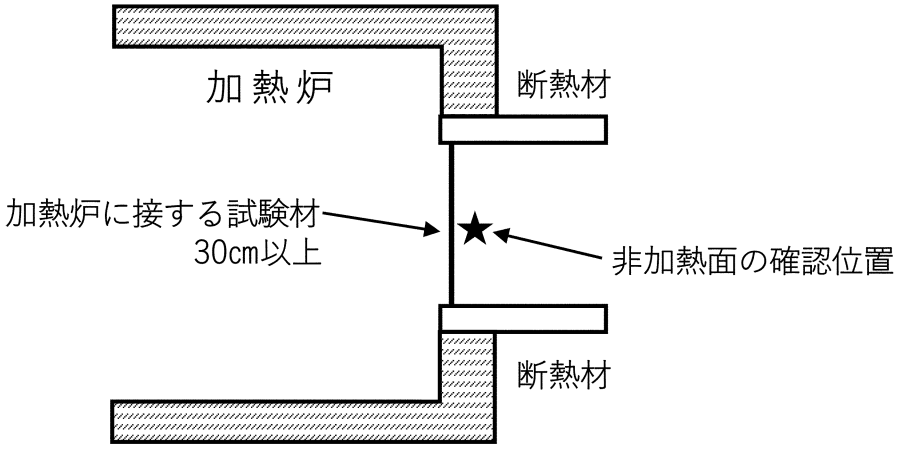
(iii)　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

(iv)　加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。

$T = 345\log_{10}(8t + 1) + 20$

Tは、平均炉内温度（単位　℃）

tは、試験の経過時間（単位　分）



(3)　第二試験は、次に定めるところにより行うこと。

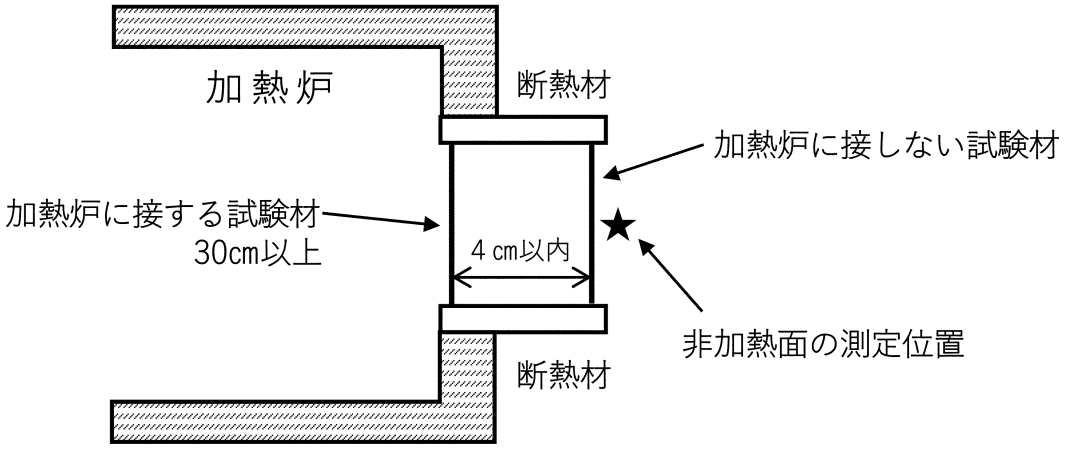
(i)　加熱炉に二枚の試験材を次の図のように設置すること。

(ii)　試験材の間隔は四センチメートル以内とすること。

(iii)　加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。

(iv)　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

(v)　加熱は、(2)(iv)の規定の例により行うこと。



(4)　第一試験の合格の基準は、次のとおりとすること。

(i)　試験開始から六十分間、非加熱面側に十秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

(ii)　試験開始から六十分間、非加熱面で十秒を超えて継続する発炎がないこと。

(iii)　試験開始から六十分間、火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

(5)　第二試験の合格の基準は、試験開始から六十分後における(3)(iii)の温度が八十度を超えないこととすること。

ロ　炎又は熱が容易に伝ぱするような隙間を有さないものであること。

ハ　次号ロの最大重量の物品を収納し、かつ、次号ハの最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすものであること。

(1)　当該箱の上部にかかる荷重によつて生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容応力を超えないものであること。

(2)　十五度傾けた場合に、転倒しないものであること。

ニ　機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

二　箱の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

イ　リチウムイオン蓄電池を収納している旨

ロ　収納する物品の最大重量

ハ　最大積載高さ

ニ　最大積み重ね荷重

ホ　機械により荷役することができない旨の表示（機械により荷役しないものに限る。）

三　箱の最大積載高さは、六メートル以下とすること。

（運搬容器の特例）

第六十八条の三　規則第四十三条第一項第一号ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる運搬容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

一　第六十八条の二の六第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器

一の二　第六十八条の二の六第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二　第六十八条の二の六第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三　第六十八条の二の六第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

（運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準）

第六十八条の六　規則第四十三条の三第三項第三号の告示で定める基準に適合する箱は、第六十八条の二の七第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

二　箱の最大積載高さは、三メートル以下とすること。

（運搬容器の特例）

第六十八条の三　［同上］

一　前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる容器

一の二　前条第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納したもので、第六十八条の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

二　前条第三号に掲げる容器を内装容器として木箱、プラスチック箱又はファイバ板箱の外装容器に収納したもの

三　前条第四号に掲げる容器（運搬時の荷重によつて当該容器に生ずる応力に対して安全なものに限る。）

［新設］

（運搬容器くの収納を要さない危険物を運搬する方法） **第六十八条の六の七**　規則第四十三条の三第三項第四号の告示で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられるリチウムイオン蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであることとする。	［新設］
（機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示） **第六十八条の六の八**　［略］	（機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示） **第六十八条の六の六**　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

その他告示

○財務省告示第百三十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1297回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,429,470,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,070,500,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,426,163,392,200円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,069,468,038,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月７日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭１厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭３厘６毛
12　償還期限	令和７年７月７日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年４月７日

○財務省告示第百四十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1298回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,713,680,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で786,300,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,708,049,414,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	784,672,359,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭８厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭３厘
12　償還期限	令和７年10月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年４月10日

○財務省告示第百四十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1299回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,405,870,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,094,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,402,927,498,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,093,154,697,600円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月14日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円91銭１厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円91銭３厘６毛
12　償還期限	令和７年７月14日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年４月14日

○財務省告示第百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1300回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,444,690,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で755,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,431,846,870,100円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	751,334,675,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年４月21日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円45銭９厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円47銭５厘
12　償　還　期　限	令和８年４月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年４月21日

○財務省告示第百四十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1301回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,429,490,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,070,500,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,426,279,183,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,069,498,012,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年４月21日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭１厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭６厘４毛
12　償　還　期　限	令和７年７月22日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年４月21日

○財務省告示第百四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1302回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,429,480,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,070,500,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,426,239,648,300円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,069,488,377,500円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年４月28日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭１厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭５厘５毛
12　償還期限	令和７年７月28日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年４月28日

○国土交通省告示第三百七十五号

鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				
一　設置者の氏名及び住所　鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地				
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鳥取空港照明施設				
三　航空灯火の位置及び所在地　鳥取空港内及びその周辺　鳥取県鳥取市				
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				
航空灯火	灯質	光度	配置等	
（略）				
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側	
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
（略）				
五～七　（略）				

改正前				
一　設置者の氏名及び住所　鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地				
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鳥取空港照明施設				
三　航空灯火の位置及び所在地　鳥取空港内及びその周辺　鳥取県鳥取市				
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				
航空灯火	灯質	光度	配置等	
（略）				
誘導路灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大七カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側	
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
（略）				
五～七　（略）				

附　則

この告示は、令和七年五月十五日から施行する。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　　拓

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸字上村610番３ 宅地　31.40㎡	氏名不詳 住所不詳	
群馬県安中市原市一丁目字上町北2427番３ 畑　80㎡	氏名不詳 住所不詳	
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅473番３ 畑　247㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字栄町954番９ 畑　234㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字富田字円間田43番３ 畑　6.61㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番４ 山林　89㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番５ 畑　89㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番６ 山林　9.91㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保780番７ 畑　9.91㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番３ 山林　9.91㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番４ 山林　6.61㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番５ 畑　6.61㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字長久保800番６ 山林　36㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢859番３ 山林　36㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県大里郡寄居町大字立原字一ノ沢860番３ 山林　62㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
埼玉県行田市桜町二丁目1565番２ 畑　52㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　　拓

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地５番２ 原野　49㎡	坂本　貞勝 愛媛県北宇和郡明治村大字上家地甲九百八拾番地	公共利用計画あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地５番３ 原野　1.60㎡		公共利用計画あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地６番２ 畑　83㎡		公共利用計画あり
愛媛県北宇和郡松野町大字上家地６番３ 畑　29㎡		公共利用計画あり
高知県室戸市羽根町字岸ノ上乙980番２ 田　56㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：市道敷地　公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　　拓

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県八代市坂本町中津道字瀬ノ上926番 山林　44㎡	瀬上　友次 熊本県八代郡上松求麻村921番地	

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年５月14日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企

業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

本業務は、関東地方整備局管内の事務所の工事規制、気象、道路情報板及び交通量等の各種情報を収集し、提供を行っている統合道路情報システムの改良を行うものである。

業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　Ｒ７統合道路情報システム改良業務

⑵　業務内容　①路上規制情報　地図データ更新
②連続雨量演算条件の変更
③局集中ＤＢの更新

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和８年２月27日まで

３．業務の目的

本業務は、管内事務所の工事規制、気象、道路情報板及び交通量等の各種情報を収集、提供を行っている統合道路情報システムの改良を行うものである。

また、路上規制情報で使用している地図データ等の年次更新、事前通行規制区間における連続雨量のリセット基準の変更対応及び局集中ＤＢの更新を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ｉ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってｉからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

⑶　設備・システムに関する要件

①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

⑷　業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせないこと。

⑸　業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

・類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）（同種業務を除く）

⑹　配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：道路情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

・類似業務：情報処理に関するシステムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）(同種業務を除く)

５．手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係

電話：048―601―3151

②　技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局企画部情報通信技術課道路情報係

電話：048―600―1339

電子メール：ktr-jyouhou@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を上記⑴②の担当部局で交付する。交付期間は令和７年５月14日から令和７年５月26日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記⑴②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

②　電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和７年５月26日（月）16時00分

提出場所：上記⑴②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和７年６月16日（月）16時00分

⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　詳細は説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of service : R7 Integrated Road Information System Improvement Work 1 set

⑵　Time-limit to express interests : 16 : 00 26 May 2025

⑶　Contact point of documentation to the proposal : Technical examination section, Information and communication Technology Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1339

⑷　Contact point for the notice : No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年５月14日

社会保険診療報酬支払基金

理事長　神田　裕二

１．当該招請の主旨

本業務は、共通算定モジュールの追加機能として、診療報酬点数と患者負担金の計算結果を用いて、クラウド型レセコンからレセプトを請求できるようにする請求支援機能の設計・開発を行う。

業務の実施に当たっては、医科又はＤＰＣのレセコンのプログラム内容やレセプト請求に係る医療機関の業務及び共通算定モジュールの設計方針を熟知しているとともに、設計・開発に必要な技術力を保有していることが求められる。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては従前から共通算定モジュールシステムの開発を行っている、フューチャーアーキテクト株式会社及び日本医師会ＯＲＣＡ管理機構株式会社（以下「当該各法人」という。）を契約の相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該各法人以外の者で後述「４．参加者に求める応募要件」（以下「応募要件」という。）を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該各法人との契約手続きに移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該各法人と応募者の一般競争入札に移行する。

２．業務概要

⑴　業務名　診療報酬改定ＤＸにおける共通算定モジュールの請求支援機能に係る設計・開発業務　一式

⑵　業務内容　共通算定モジュールの請求支援機能に係る設計・開発及びそれに付帯する作業

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月31日

３．業務目的

本業務は、共通算定モジュールの追加機能として、共通算定モジュールの計算結果（医療機関・患者単位の診療報酬点数計算と患者負担金の計算結果）を活用して、クラウド型レセコンからレセプト作成、ＡＳＰによるチェック及びレセプトの請求をできるようにするための「請求支援機能」の設計・開発を行い、関連するシステム群との接続を実現することである。

これに伴い、医療機関において、従来のレセプトファイルを生成して、オンライン請求用端末を用いて送付する運用が不要となることによる業務運用の改善を主たる目的とする。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　社会保険診療報酬支払基金一般競争（指名競争）契約の参加者の資格基準第31条及び第32条に該当しない者であること。

⑵　当該業務に関し、仕様書に記述する要求要件をすべて満たしていること。

⑶　当該業務に対し確実に実施できると認められる者であること。

⑷　公募説明書の交付を受けた者であること。

⑸　この改修作業で既存システムに不具合が発生し、プログラム修正等の必要が生じた場合、迅速かつ的確な対応が取れること。

⑹　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001若しくはＪＩＳ　Ｑ27001に基づく情報セキュリティ管理システム（ＩＳＭＳ）適合評価制度の認証を受けていること。又はこれと同等のセキュリティ管理体制を確立していること。

５．手続等

⑴　担当部署　〒105―0004 東京都港区新橋二丁目１番３号　社会保険診療報酬支払基金　財政部契約管理課　電話番号03―3591―7441

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書を上記⑴の担当部署で交付する。

交付期間は令和７年５月14日から令和７年５月28日までの９時から17時までとする。※土日祝日を除く

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和７年６月２日（月）15時00分

提出場所：上記⑴に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）

⑷　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

６．Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required : A set of design and development work related to billing support functions of the common calculation module in the medical fee revision DX

⑵　Time-limit to express interests : 3 : 00 p.m. 2 June, 2025

⑶　Contact point for the notice : Kazumi Yoshikawa, Manager, Contract Management Division, Finance Department, Health Insurance Claims Review and Reimbursement Services, 2―1―3 Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0004 Japan. TEL 03―3591―7441

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

北海道河東郡鹿追町新町三丁目一六番地二

山七北幸通産株式会社

代表清算人　山田　道子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道爾志郡乙部町字館浦五二七番地の二

株式会社乙部観光

代表清算人　田中　義人

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岩手県盛岡市中央通一丁目六番二〇号朝日新聞盛岡ビル三階

一般社団法人岩手県朝日会

代表清算人　宮澤　勝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岩手県北上市大通り四丁目一番一三号

株式会社丸満建材

代表清算人　村上　進

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一番二七号

株式会社フロンティア

代表清算人　舘　賢司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

仙台市青葉区北根一丁目一三番一―二一一号

株式会社ジェイサービス

代表清算人　田沢　潤

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

群馬県太田市東本町一八番二一号

株式会社七五商会

代表清算人　髙橋　猛

解散公告

当法人は、令和七年三月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一―四九三―一

ＮＰＯ法人健康増進推進会議

代表清算人　竹之木進恭子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県行田市長野六三六番地五

有限会社ナカゴミアンドアソシエイツ

清算人　中込　廣治

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県川口市大字安行北谷五九一番地の四

株式会社花音

代表清算人　鶴田恵美子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県春日部市梅田一丁目一〇番一〇号―一〇三号

株式会社ＳＣＲ

代表清算人　吉川　浩史

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県狭山市柏原二五二〇番地の一九二狭山ニュータウン六六―三

ＮＰＯ法人オール・アシスト

清算人　葛西　進

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県流山市おおたかの森南二丁目二七番地の三

三栄設備工業株式会社

代表清算人　石井　道則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県市川市塩焼三丁目三番二五号

有限会社東西パッケージ

清算人　山口　茂

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

千葉県松戸市新松戸五丁目一番地新松戸中央パークハウスＡ―五一八　株式会社久保

代表清算人　久保　武文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都西東京市田無町一丁目一〇番八号

株式会社協栄エンタープライズ

代表清算人　川口さつき

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都千代田区岩本町三丁目八番八号

株式会社武田リペアガラス

代表清算人　渡部　伸一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都板橋区大山町四三番五号

有限会社美吉

清算人　小林　繁夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都中野区野方四丁目三九番九号

株式会社グリーンネット・エンジニアリング

代表清算人　佐野　孝志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都中野区野方四丁目三九番九号

特定非営利活動法人グリーンネットワーク

清算人　佐野　孝志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都港区高輪三丁目一〇番七―一〇四号

合同会社ｅｆｆｅｃｔ

清算人　山城谷千潤

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都品川区大崎二丁目一番一号

株式会社バルカーエスイーエス

代表清算人　吉田　英次

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都大田区上池台一丁目二七番一一号

一般社団法人上池台研究所

代表清算人　西澤　和久

解散公告

当社は、令和七年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都世田谷区上馬二丁目三二―八

株式会社ヒガシスパイス

代表清算人　酒井　将宏

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都台東区台東四丁目五番八号スペースヒロ三〇一号室

Ｓｏｐｈｅｒｅｔ株式会社

代表清算人　瀧澤　靖彦

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都杉並区和泉二丁目一六番八号

有限会社スペースクリーン

清算人　中江　民人

連絡先　東京都千代田区神田駿河台三丁目二番地六　中川・熊谷法律事務所

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都港区浜松町二―二―一五浜松町ダイヤビル二Ｆ

合同会社ＩＴ　Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｏｎｅ

清算人　諸永　純

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

横浜市港北区新吉田東六丁目五一番四〇号

有限会社記原電工社

清算人　記原　進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町二―五〇―一天王町スカイハイツ五―二一一

ＫＫプロジェクト株式会社

代表清算人　國本　杏子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県伊勢原市桜台一丁目二二番五号

株式会社神農

代表清算人　山田　展大

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年三月三十日開催の区民総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

新潟県南魚沼市寺尾三三〇番地六

認可地縁団体六日町押出区

代表清算人　星野　良人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

石川県輪島市鳳至町上町一一五番地

株式会社大場屋

代表清算人　大場　康一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長野県飯田市育良町二丁目二二番地二

株式会社よりそい

代表清算人　松村　紘一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長野県東御市祢津一二八九番地一

株式会社斎喜屋商店

清算人　斎藤　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

愛知県田原市和地町新切五四番地

特定非営利活動法人渥美半島ハイキング

クラブ　清算人　鈴木　一敏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

京都市右京区西京極中沢町一―一三―一〇一一

特定非営利活動法人日本アジア交流促進

センター　清算人　髙溝　圭介

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府松原市上田一丁目一〇番七号

有限会社ヤマヨシ

清算人　山田　裕子

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府大阪市浪速区敷津西一丁目八番二五号

株式会社寄木商會

代表清算人　木下　俊彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市天王寺区空清町四―一一杉野ビル本館五〇四号室　禾亦株式会社

代表清算人　呉　暁穎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市淀川区東三国三丁目五番一四号

株式会社ボンドコーポレーション

代表清算人　松本なおえ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市中央区南本町三丁目三番二三号インペリアル船場　株式会社グランディール

代表清算人　坂口　進

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府東大阪市新家中町三番三七号

有限会社アトム・ダイス

代表清算人　泉　誠一

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府大阪市中央区農人橋三丁目二番七号

株式会社Ｇａｉａ

代表清算人　坂本　琢政

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市城東区永田一丁目四番一九号

特定非営利活動法人アジアパートナー

シップ支援機構　清算人　髙山　仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市阿倍野区天王寺町北一丁目八番四七―六一七号

有限会社上山

清算人　上山　博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪府枚方市津田東町二丁目一〇―一二

有限会社福田工務店

清算人　福田　美佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

大阪市東成区大今里三丁目二二番三六号

ニシザワ測器株式会社

代表清算人　板谷　茂樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

兵庫県尼崎市西長洲町三丁目七番一一号

有限会社マツセイ

清算人　松本　中明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神戸市兵庫区東山町二丁目一番一三号

有限会社橘屋

清算人　東　一孔

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市児島下の町七丁目九番三一号

有限会社岡部熔接所

清算人　岡部　幸治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

岡山県倉敷市日吉町四九〇番地九

特定非営利活動法人くぅーら

清算人　淺尾咲恵美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

広島市佐伯区五日市中央七―一二―一

合同会社一

清算人　久賀　宣幸

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

山口県周南市室尾一丁目一三番一二号

有限会社明栄建設

代表清算人　田中　泉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長崎県島原市門内町丙六二八番地

特定非営利活動法人弘文会

清算人　本田由美子

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

熊本県熊本市南区出仲間八丁目九番三―三〇六号　合同会社Ｈａｐｐｙ＆Ｓｍｉｌｅ

清算人　小野　達磨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎県延岡市緑ケ丘五丁目一一番二〇号

有限会社重黒木左官

清算人　重黒木良秋

解散公告

当社は、令和七年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

沖縄県那覇市字上間一九七番地二、二〇三号室　合同会社Ｐｅａｃｈ

代表清算人　木塚美奈子

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎市大字田吉八二〇番地一

医療法人裕仁会

清算人　近藤　裕行

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都品川区小山台一丁目二二番八号昭和ビル二階

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

代表清算人　三澤　達司

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県相模原市中央区鹿沼台一丁目七番七号

医療法人こどもの城

清算人　小口　弘毅

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

石川県羽咋郡宝達志水町原イ二九番地一

農事組合法人原養豚組合

清算人　森田　寧子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

島根県浜田市金城町七条口四一五番地一八

農事組合法人伊木いき区田

清算人　渡辺　庄信

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年三月二十六日、理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

山口県柳井市姫田四番一号

学校法人柳井幼稚園

清算人　松宮　隆

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地一

医療法人井坂クリニック

清算人　井坂　寿一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道小樽市桜二丁目三二番二二号

医療法人社団桜台クリニック

清算人　山田　弘

解散公告（第三回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮城県栗原郡高清水町字来光沢二〇番地

伊藤ハム米久プラント労働組合

清算人　武藤　洋平

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十七日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都板橋区大谷口上町一七番地

御嶽千岳教会

清算人　富永　浩明

連絡先　東京都中央区銀座七丁目一二番一四号　大栄会館五階　富永浩明法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

静岡県沼津市岡宮寺林一二五九番地
米久労働組合
清算人　宮本　康平

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

和歌山県東牟婁郡串本町串本二二八一番地
医療法人辻内医院
清算人　辻内　由利

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月一日開催の社員総会の決議並びに愛媛県知事の認可により、令和七年四月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

愛媛県宇和島市堀端町二番一六号
医療法人中山内科
清算人　中山久美子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年一月十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷二四四番地二
月ノ浦生産森林組合
清算人　西村　勝幸

解散公告（第三回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

鹿児島県曽於郡有明町野井倉六九六五番地
サンキョーミート労働組合
清算人　八重尾伸治

第６期決算公告　令和７年５月14日

山形県米沢市窪田町小瀬331番地15
米沢精密株式会社
代表取締役　武田　淳

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	605,654
	固定資産	389,319
	資産合計	**994,973**
負債及び純資産の部	流動負債	31,646
	固定負債	470,315
	株主資本	493,012
	資本金	30,000
	資本剰余金	148,500
	資本準備金	148,500
	利益剰余金	314,512
	その他利益剰余金	314,512
	（うち当期純利益）	(34,928)
	負債・純資産合計	**994,973**

第 59 期 決 算 公 告

令和７年５月14日

埼玉県三郷市三郷３丁目16番２
株式会社トーサイ
代表取締役　柏原　哲郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,093,826	流動負債	683,488
固定資産	3,376,062	固定負債	4,274,593
繰延資産	2,814	株主資本	1,514,620
		資本金	30,000
		資本剰余金	635,341
		資本準備金	635,341
		利益剰余金	849,279
		利益準備金	20,314
		その他利益剰余金	828,965
		（うち当期純利益）	(258,235)
資産合計	**6,472,702**	**負債・純資産合計**	**6,472,702**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所ハウスネット株式会社　②国土交通大臣(5)6019　③代表取締役　平川清士　④東京都新宿区北新宿二丁目21番１号　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市東灘区向洋町中２－13シェラトンスクエア２Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区北新宿二丁目21番１号　三菱地所ハウスネット株式会社　代表取締役　平川清士

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(7)38　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿４－34－７　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①株式会社クリーンサービス知多　②愛知県知事(4)21214　③代表取締役　木村行正　④愛知県知多郡美浜町大字河和字小田71番地119　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県知多郡美浜町大字河和字小田71番地119　株式会社クリーンサービス知多　代表取締役　木村行正

①京都中央農業協同組合　②京都府知事(1)10499号　③代表理事　田村義明　④京都府長岡京市開田四丁目14番８号　⑤2000万円　⑥京都府知事　⑦京都府長岡京市開田四丁目14番８号　京都中央農業協同組合　代表理事　田村義明

①ミサワホーム近畿株式会社　②国土交通大臣(8)5068　③代表取締役　下山隆　④大阪市北区堂島２－２－２　廃止した従たる事務所　大阪府箕面市今宮１－１－１ＡＢＣハウジングウェルビーみのお　兵庫県西宮市鞍掛町５－５ＡＢＣハウジング西宮・酒蔵通り住宅公園　奈良県橿原市新賀町521ＡＢＣハウジング橿原住宅公園　⑤1,500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区堂島２－２－２　ミサワホーム近畿株式会社　代表取締役　下山隆

①有限会社香川不動産部　②熊本県知事(8)3327　③香川隆　④熊本県熊本市中央区南坪井町８番17号　⑤1000万円　⑥熊本県知事　⑦熊本県熊本市中央区南坪井町８番17号　有限会社香川不動産部　支配人　香川茂三

第19期決算公告

令和７年４月23日
栃木県宇都宮市二番町１－７
株式会社栃木サッカークラブ
代表取締役社長　橋本　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	348
	固定資産	54
	合計	402
負債及び純資産の部	流動負債	215
	固定負債	12
	株主資本	175
	資本金	315
	資本剰余金	115
	資本準備金	115
	利益剰余金	△255
	その他利益剰余金	△255
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	402

第11期決算公告

2025年４月21日
千葉県浦安市北栄１丁目16番３号
株式会社ダイニチインベストメント
代表取締役　六井　元一

貸借対照表の要旨
（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	315,758
	固定資産	2,581,794
	合計	2,897,552
負債及び純資産の部	流動負債	25,998
	固定負債	2,663,543
	株主資本	208,011
	資本金	80,000
	利益剰余金	128,011
	その他利益剰余金	128,011
	（うち当期純利益）	(59,478)
	合計	2,897,552

第11期決算公告

2025年４月21日
千葉県浦安市北栄１丁目16番３号
株式会社ダイニチホールディングス
代表取締役　六井　元一

貸借対照表の要旨（2025年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,976
	固定資産	120,707
	合計	400,684
負債及び純資産の部	流動負債	4,598
	株主資本	396,085
	資本金	30,000
	資本剰余金	302,474
	資本準備金	302,474
	利益剰余金	63,610
	その他利益剰余金	63,610
	（うち当期純損失）	(33,753)
	合計	400,684

第11期決算公告

2025年４月21日
千葉県千葉市中央区都町２丁目21番16号
京成オートサービス株式会社
代表取締役　堤　一浩

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,130
	固定資産	991,196
	合計	1,287,326
負債及び純資産の部	流動負債	228,630
	固定負債	244,430
	株主資本	814,265
	資本金	45,000
	利益剰余金	769,265
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	758,015
	（うち当期純利益）	(67,652)
	合計	1,287,326

第25期決算公告

令和７年５月14日
千葉県成田市南羽鳥字殿迎764
成田スポーツ開発株式会社
代表取締役　森泉　泰和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,912
	固定資産	7,336
	合計	207,248
負債及び純資産の部	流動負債	165,219
	賞与引当金	8,113
	固定負債	15,957
	退職給付引当金	15,957
	株主資本	26,072
	資本金	30,000
	利益剰余金	△3,928
	その他利益剰余金	△3,928
	（うち当期純損失）	(682)
	合計	207,248

第１期決算公告

令和７年５月14日
東京都昭島市昭和町五丁目６番８号
ＡＯＣジャパン株式会社
代表取締役　ヤン・シン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	104,879
	固定資産	19,957
	繰延資産	589
	合計	125,426
負債及び純資産の部	流動負債	110,451
	株主資本	14,975
	資本金	5,000
	利益剰余金	9,975
	その他利益剰余金	9,975
	（うち当期純利益）	(9,975)
	合計	125,426

第４期決算公告

令和７年５月14日
東京都千代田区神田錦町一丁目21番１号
トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
代表取締役　小野　隆一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	151,622
	固定資産	340,350
	合計	491,972
負債及び純資産の部	流動負債	75,781
	固定負債	130,746
	株主資本	285,444
	資本金	180,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	5,444
	その他利益剰余金	5,444
	（うち当期純利益）	(1,760)
	合計	491,972

第18期決算公告

令和７年５月14日
東京都中央区日本橋人形町二丁目14番10号
アーバンネット日本橋ビル６階
株式会社ＩＴストレージサービス
代表取締役　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	589,156
	固定資産	43,690
	資産合計	632,847
負債及び純資産の部	流動負債	442,438
	株主資本	190,408
	資本金	9,000
	利益剰余金	181,408
	その他利益剰余金	181,408
	（うち当期純利益）	(26,533)
	負債・純資産合計	632,847

第５期決算公告

令和７年５月14日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Perceptive Japan株式会社
代表取締役　ゼイヴィア・デフォー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	525,044,914
	固定資産	2,362,888
	資産合計	527,407,802
負債及び純資産の部	流動負債	472,285,997
	賞与引当金	5,576,682
	株主資本	55,121,805
	資本金	100
	利益剰余金	55,121,705
	（うち当期純利益）	(49,697,308)
	負債・純資産合計	527,407,802

第31期決算公告

令和７年５月14日
大阪市中央区南船場３丁目５番19号
エヌエスビル
株式会社エヌエスシー
代表取締役　末吉　徳実

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	483,206
	固定資産	316,136
	合計	799,342
負債及び純資産の部	流動負債	24,450
	株主資本	774,892
	資本金	92,000
	利益剰余金	682,892
	その他利益剰余金	682,892
	（うち当期純利益）	(26,611)
	合計	799,342

第34期決算公告

令和７年５月14日
名古屋市南区豊２丁目32番17号
株式会社トラスト
代表取締役　可児　俊丈

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	238,195
	固定資産	124,613
	合計	362,808
負債及び純資産の部	流動負債	77,382
	固定負債	165,181
	株主資本	120,245
	資本金	20,000
	利益剰余金	100,245
	その他利益剰余金	100,245
	（うち当期純利益）	(25,663)
	合計	362,808

第８期決算公告

令和７年５月14日
愛知県名古屋市中区錦二丁目２番地２号
名古屋丸紅ビル５階
株式会社ノービスハイエストサービス
代表取締役　藤崎　大智

貸借対照表の要旨（令和６年４月24日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	408,367
	固定資産	58,404
	合計	466,771
負債及び純資産の部	流動負債	83,410
	株主資本	383,360
	資本金	10,000
	利益剰余金	373,360
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	370,860
	（うち当期純利益）	(42,771)
	合計	466,771

第55期決算公告

2025年３月26日
山口県下関市大字吉田字駒くらべ1909－２
下関ゴールデンゴルフクラブ株式会社
代表取締役　濵田　信男

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50
	固定資産	834
	資産合計	884
負債及び純資産の部	流動負債	30
	固定負債	313
	株主資本	541
	資本金	47
	資本剰余金	765
	利益剰余金	△271
	その他利益剰余金	△271
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	884

決算公告

令和７年５月14日
大阪市浪速区恵美須西二丁目14番32号
株式会社パシフィック・イノベーションズ
代表取締役　伴場　明貴

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,828
	固定資産	1,991,326
	繰延資産	78
	合計	2,015,233
負債及び純資産の部	流動負債	5,837
	固定負債	1,543,123
	株主資本	466,272
	資本金	1,000
	利益剰余金	465,272
	その他利益剰余金	465,272
	（うち当期純利益）	(46,522)
	合計	2,015,233

決算公告

令和７年５月14日
大阪市西区本田二丁目８番６－101号
株式会社アキ開発
代表取締役　伴場　明貴

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	338,825
	固定資産	9,122,979
	合計	9,461,804
負債及び純資産の部	流動負債	170,297
	固定負債	9,230,126
	株主資本	61,380
	資本金	10,000
	利益剰余金	51,380
	その他利益剰余金	51,380
	（うち当期純利益）	(14,035)
	合計	9,461,804

第32期決算公告

令和７年５月14日
東京都北区浮間二丁目４番７号
株式会社シルキー・アクト
代表取締役　阿部　力

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	694,301
	固定資産	918,697
	合計	1,612,999
負債及び純資産の部	流動負債	996,484
	固定負債	419,508
	株主資本	197,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	187,006
	その他利益剰余金	187,006
	（うち当期純利益）	(14,093)
	合計	1,612,999

第37期決算公告

令和７年５月14日
埼玉県日高市猿田289番地の１
株式会社ＪＭＴ
代表取締役社長　文　　点柱

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,005,482
	固定資産	478,957
	合計	1,484,439
負債及び純資産の部	流動負債	222,035
	固定負債	417,267
	株主資本	845,137
	資本金	50,000
	利益剰余金	795,137
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	782,637
	（うち当期純利益）	(62,092)
	合計	1,484,439

第５期決算公告

令和７年５月14日
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字堺谷6564番地154
日本自給飼料生産普及センター株式会社
代表取締役　小野　隆一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,651
	固定資産	110,743
	合計	141,394
負債及び純資産の部	流動負債	45,396
	固定負債	29,500
	株主資本	66,497
	資本金	38,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△6,502
	その他利益剰余金	△6,502
	（うち当期純損失）	(1,535)
	合計	141,394

第42期決算公告

令和７年４月29日
東京都目黒区東山三丁目８番１号
東急ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長執行役員　関根　功

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	593,001
	固定資産	64,071
	資産合計	657,073
負債及び純資産の部	流動負債	383,589
	固定負債	65,818
	株主資本	207,665
	資本金	10,000
	資本剰余金	16,992
	その他資本剰余金	16,992
	利益剰余金	180,673
	その他利益剰余金	180,673
	（うち当期純利益）	(2,392)
	負債・純資産合計	657,073

第13期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区港南二丁目16番４号
サムスンＳＤＩジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	608
	固定資産	175
	使用権資産	8
	資産合計	791
負債及び純資産の部	流動負債	98
	固定負債	109
	（うち退職引当金）	(89)
	株主資本	584
	資本金	300
	資本剰余金	40
	利益剰余金	305
	その他利益剰余金	305
	（うち当期純利益）	(72)
	自己株式	△62
	負債・純資産合計	791

第７期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区赤坂四丁目13番５号
Ｌｕｕｐ株式会社
代表取締役　宇野　知之

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	435,173
	固定資産	44,453
	資産合計	479,626
負債及び純資産の部	流動負債	209,434
	固定負債	172,317
	株主資本	97,875
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,875
	その他利益剰余金	87,875
	（うち当期純利益）	(7,859)
	負債・純資産合計	479,626

第10期決算公告

令和７年５月14日
東京都品川区東五反田５丁目６番26号
株式会社トライウッド
代表取締役　山﨑　修一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,890,351
	固定資産	1,472,941
	繰延資産	3,200
	資産合計	3,366,493
負債及び純資産の部	流動負債	2,169,324
	固定負債	806,526
	株主資本	390,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	380,643
	その他利益剰余金	380,643
	（うち当期純利益）	(15,927)
	負債・純資産合計	3,366,493

第４期決算公告

令和７年３月28日
東京都渋谷区東一丁目12番２号
株式会社Ｙａｇｉｓｈ
代表取締役　金　相集

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	311,912
	固定資産	29,896
	資産合計	341,808
負債及び純資産の部	流動負債	160,473
	株主資本	181,335
	資本金	54,500
	資本剰余金	40,500
	資本準備金	40,500
	利益剰余金	86,335
	その他利益剰余金	86,335
	（うち当期純利益）	(88,147)
	負債・純資産合計	341,808

第13期決算公告

令和７年３月28日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内北口ビルディング
Ｂｏａｒｄ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ニッコロ・サバティーニ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,371
	固定資産	5,785
	資産合計	469,157
負債及び純資産の部	流動負債	1,076,068
	賞与引当金	5,811
	固定負債	486,228
	株主資本	△1,093,139
	資本金	3,810
	利益剰余金	△1,096,949
	その他利益剰余金	△1,096,949
	（うち当期純損失）	(224)
	負債・純資産合計	469,157

第19期決算公告

2025年４月21日　千葉県浦安市北栄１丁目16番３号
株式会社ディープライフ
代表取締役　湯淺伸一郎

貸借対照表の要旨　（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	179,103	流動負債	35,840
固定資産	51,401	賞与引当金	9,000
		その他	26,840
		固定負債	46,573
		株主資本	148,091
		資本金	30,000
		利益剰余金	118,091
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	110,591
		（うち当期純利益）	(23,100)
資産合計	230,504	負債・純資産合計	230,504

第16期決算公告

2025年４月21日　千葉県浦安市北栄１丁目16番３号
株式会社ダイニチ
代表取締役　六井　元一

貸借対照表の要旨　（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,998,438	流動負債	588,772
固定資産	269,607	賞与引当金	28,000
		その他	560,772
		固定負債	440,231
		退職給付引当金	84,608
		その他	355,623
		株主資本	1,239,041
		資本金	80,000
		利益剰余金	1,159,041
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,139,041
		（うち当期純利益）	(118,175)
資産合計	2,268,045	負債・純資産合計	2,268,045

決算公告

令和７年５月14日
東京都千代田区神田小川町三丁目１番５号須田ビル７階
ハウメット・システムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ロス・シモンズ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,697,341	流動負債	2,010,773
固定資産	594,225	賞与引当金	11,783
		固定負債	463,669
		退職給与引当金	463,669
		株主資本	5,817,123
		資本金	100,000
		資本剰余金	390,000
		その他資本剰余金	390,000
		利益剰余金	5,327,123
		その他利益剰余金	5,327,123
		（うち当期純利益）	(1,351,028)
資産合計	8,291,566	負債・純資産合計	8,291,566

第38期決算公告

令和７年５月14日
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号　岸本ビルヂング
ライオンデル・ジャパン株式会社
代表取締役会長兼社長　ティモシー・ディー・スティーヴンズ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,596	流動負債	1,773
固定資産	8	固定負債	49
		株主資本	1,782
		資本金	495
		資本剰余金	367
		資本準備金	367
		利益剰余金	919
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	889
		（うち当期純利益）	(273)
資産合計	3,604	負債・純資産合計	3,604

第　４　期　決　算　公　告

2025年５月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ16ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	22,296	流動負債	1,222
その他の資産	282	固定負債	18,342
流動資産	238	**負債合計**	**19,564**
固定資産	37	社員資本	3,015
繰延資産	7	特定資本金	0
		優先資本金	3,553
		剰余金	△538
		当期未処理損失	538
		純資産合計	**3,015**
資産合計	**22,579**	**負債・純資産合計**	**22,579**

損益計算書の要旨
（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	240
営業費用	420
営業損失	180
営業外収益	0
営業外費用	148
経常損失	328
税引前当期純損失	328
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	329

第19期決算公告

令和７年３月28日
東京都港区六本木一丁目４番５号
ＵＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　滝沢　洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	981,432
	固定資産	474,037
	資産合計	**1,455,469**
負債及び純資産の部	流動負債	221,050
	固定負債	6,071
	株主資本	1,228,348
	資本金	397,500
	資本剰余金	337,500
	資本準備金	337,500
	利益剰余金	493,348
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	478,348
	（うち当期純利益）	（96,019）
	負債・純資産合計	**1,455,469**

第37期決算公告

令和７年５月14日
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙746番地
湯野上温泉開発株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	67,304,872
	固定資産	24,884,862
	繰延資産	872,227
	資産合計	**93,061,961**
負債及び純資産の部	流動負債	3,844,064
	固定負債	7,147,000
	退職給付引当金	1,372,000
	株主資本	82,070,897
	資本金	41,000,000
	利益剰余金	41,070,897
	利益準備金	6,525,780
	その他利益剰余金	34,545,117
	（うち当期純利益）	（3,363,255）
	負債・純資産合計	**93,061,961**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇円減少し四〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十四日
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙七四六番地
湯野上温泉開発株式会社
代表取締役　星　清美

第28期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
汐留住友ビル21階
株式会社チャイナオイル・ジャパン
代表取締役社長　万　　軍勇

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,929
	固定資産	47
	資産合計	**6,977**
負債及び純資産の部	流動負債	87
	株主資本	6,890
	資本金	50
	利益剰余金	6,840
	その他利益剰余金	6,840
	（うち当期純利益）	（23）
	負債・純資産合計	**6,977**

第67期決算公告

令和７年５月14日
東京都中野区中央一丁目22番12号
株式会社要
代表取締役　鈴木　仁也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	167,316
	資産合計	**167,316**
負債及び純資産の部	流動負債	95,633
	負債合計	**95,633**
	株主資本	71,682
	資本金	80,000
	利益剰余金	△8,317
	その他利益剰余金	△8,317
	（うち当期純損失）	（7,621）
	純資産合計	**71,682**
	負債・純資産合計	**167,316**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十四日
東京都中野区中央一丁目二二番一二号
株式会社要
代表取締役　鈴木　仁也

第22期決算公告

令和７年５月14日
東京都中央区新川二丁目27番１号
チューン・コーポレーション
日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,435,488
	固定資産	239
	合計	**35,435,728**
負債及び純資産の部	流動負債	35,434,514
	資本金及び資本剰余金	119
	利益剰余金	1,094
	合計	**35,435,728**

決　算　公　告

令和７年５月14日
東京都江東区東雲二丁目２番14―2701号
株式会社乳井建設
代表取締役　大原　弓佳

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	180,580
	固定資産	12,712
	資産合計	**193,293**
負債及び純資産の部	流動負債	722
	株主資本	192,571
	資本金	30,000
	利益剰余金	162,571
	その他利益剰余金	162,571
	（うち当期純損失）	（101,708）
	負債・純資産合計	**193,293**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
東京都江東区東雲二丁目二番一四―二七〇一号
株式会社乳井建設
代表取締役　大原　弓佳

第６期決算公告

2025年５月14日
東京都港区赤坂６丁目４番10号
株式会社Ｂｅｌｏｎｇ
代表取締役　西村耕一郎

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,826
	固定資産	438
	合計	**2,265**
負債及び純資産の部	流動負債	1,341
	（うち賞与引当金）	（92）
	株主資本	923
	資本金	100
	資本剰余金	800
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	775
	利益剰余金	23
	その他利益剰余金	23
	（うち当期純利益）	（572）
	合計	**2,265**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｎｉｋａ（住所東京都新宿区歌舞伎町二丁目二〇番一〇号）に対して当社の社交飲食店運営事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

東京都新宿区歌舞伎町二―三六―五

株式会社ＲＩＢＥＲＴＡ

代表取締役　内海　翔太

第10期決算公告

令和７年５月14日

東京都新宿区歌舞伎町２―36―５

株式会社ＲＩＢＥＲＴＡ

代表取締役　内海　翔太

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,532
	固定資産	15,634
	合計	46,166
負債及び純資産の部	流動負債	45,853
	株主資本	312
	資本金	500
	利益剰余金	△187
	その他利益剰余金	△187
	（うち当期純利益）	(5,275)
	合計	46,166

第10期決算公告

令和７年５月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内

Douglas Japan株式会社

代表取締役　アンドリュー・クライン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	997
	合計	997
負債及び純資産の部	流動負債	32,654
	株主資本	△31,656
	資本金	2,000
	利益剰余金	△33,656
	その他利益剰余金	△33,656
	（うち当期純損失）	(4,606)
	合計	997

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

東京都港区芝大門二丁目九番八号シャンデールビル四階

株式会社アライブ．ｃｏｍ

代表取締役　遠藤　泰司

第10期決算公告

令和７年５月14日

東京都港区芝大門二丁目９番８号シャンデールビル４階

株式会社アライブ．ｃｏｍ

代表取締役　遠藤　泰司

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,552
	固定資産	18,526
	合計	38,078
負債及び純資産の部	流動負債	2,940
	固定負債	2,275
	株主資本	32,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,863
	その他利益剰余金	22,863
	（うち当期純利益）	(4,928)
	合計	38,078

第４期決算公告

令和７年５月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内

Global－e Japan株式会社

代表取締役　シャハール・チャイム・タマリ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,658,201,575
	固定資産	14,552,924
	合計	1,672,754,499
負債及び純資産の部	流動負債	1,610,493,825
	賞与引当金	3,375,055
	株主資本	62,260,674
	資本金	100
	利益剰余金	62,260,574
	その他利益剰余金	62,260,574
	（うち当期純利益）	(80,530,685)
	合計	1,672,754,499

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

横浜市磯子区中原四丁目二三番三号

株式会社栄屋

代表取締役　島田　治子

令和６年度決算公告

令和７年５月14日

横浜市磯子区中原四丁目23番３号

株式会社栄屋

代表取締役　島田　治子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	82,267,298
	固定資産	28,225,429
	合計	110,492,727
負債及び純資産の部	流動負債	52,480,079
	固定負債	111,337,085
	株主資本	△53,324,437
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	△71,324,437
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	△71,574,437
	（うち当期純利益）	(6,511,523)
	合計	110,492,727

第２期決算公告

令和７年５月14日

東京都港区赤坂二丁目５番１号

Ｓ－ＧＡＴＥ赤坂山王４階

Fosun Capital Japan株式会社

代表取締役　刘　怡君

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,098
	合計	8,098
負債及び純資産の部	流動負債	1,835
	株主資本	6,262
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,262
	その他利益剰余金	1,262
	（うち当期純利益）	(1,268)
	合計	8,098

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

石川県小松市長谷町ヱ一〇番地

高木織物株式会社

代表取締役　高木　良典

第68期決算公告

令和７年５月14日

石川県小松市長谷町ヱ10番地

高木織物株式会社

代表取締役　高木　良典

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	87,921
	固定資産	114,544
	合計	202,465
負債及び純資産の部	流動負債	49,182
	固定負債	239,911
	株主資本	△86,628
	資本金	60,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△151,628
	その他利益剰余金	△151,628
	（うち当期純利益）	(16,520)
	合計	202,465

第１期決算公告

令和７年５月14日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内

iCapital Japan株式会社

代表取締役　スティーブン・ジェイコブス

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,948
	固定資産	9,470
	合計	44,419
負債及び純資産の部	流動負債	16,130
	株主資本	28,289
	資本金	21,450
	利益剰余金	6,839
	その他利益剰余金	6,839
	（うち当期純利益）	(6,839)
	合計	44,419

第 62 期 決 算 公 告

令和７年５月14日
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里664番地の１
鳳生汽船株式会社
代表取締役　木村　安仁

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,878,766
	固定資産	8,051,556
	資産合計	**9,930,323**
負債及び純資産の部	流動負債	1,067,318
	固定負債	6,399,709
	株主資本	2,463,295
	資本金	35,000
	利益剰余金	2,428,295
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	2,419,545
	（うち当期純利益）	（13,391）
	負債・純資産合計	**9,930,323**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里六六四番地の一
鳳生汽船株式会社
代表取締役　木村　安仁

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月14日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
AHAVA Japan株式会社
代表取締役　金　　涛

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,492
	合計	**29,492**
負債及び純資産の部	流動負債	158,627
	株主資本	△129,135
	資本金	10,000
	利益剰余金	△139,135
	その他利益剰余金	△139,135
	（うち当期純損失）	（21,079）
	合計	**29,492**

第 48 期決算公告

令和７年５月14日
愛知県小牧市小木南一丁目22番地の１
株式会社丹羽
代表取締役　丹羽　修造

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,330
	固定資産	178,535
	合計	**202,865**
負債及び純資産の部	流動負債	299
	固定負債	3,360
	株主資本	199,204
	資本金	20,000
	利益剰余金	184,504
	利益準備金	4,050
	その他利益剰余金	180,454
	（うち当期純損失）	（10,571）
	自己株式	△5,300
	合計	**202,865**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
愛知県小牧市小木南一丁目二二番地の一
株式会社丹羽
代表取締役　丹羽　修造

第 39 期決算公告

2025年５月14日
東京都立川市栄町６丁目１番地－１
株式会社サンフードジャパン
代表取締役　立林　一幸

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,095,991
	固定資産	139,753
	合計	**1,235,745**
負債及び純資産の部	流動負債	490,162
	固定負債	20,228
	株主資本	725,354
	資本金	100,000
	資本剰余金	96,780
	その他資本剰余金	96,780
	利益剰余金	528,574
	利益準備金	16,196
	その他利益剰余金	512,377
	（うち当期純利益）	（81,838）
	合計	**1,235,745**

第 59 期 決 算 公 告

令和７年５月14日
三重県桑名市多度町北猪飼字松本1188番地の１
株式会社東和鋳造所
代表取締役　伊藤てい子

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	22,262
	固定資産	171,243
	繰延資産	0
	資産合計	**193,505**
負債及び純資産の部	流動負債	643,349
	固定負債	364,885
	株主資本	△814,729
	資本金	10,000
	利益剰余金	△824,729
	（うち当期純損失）	（16,936）
	負債・純資産合計	**193,505**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する東和株式会社（住所三重県桑名市多度町北猪飼字松本一一八八番地の一）に対して当社の銑鉄並びに非鉄鋳物製造及び販売に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
三重県桑名市多度町北猪飼字松本一一八八番地の一
株式会社東和鋳造所
代表取締役　伊藤てい子

第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月14日
東京都立川市栄町六丁目１番地の１
株式会社いなげやウィング
代表取締役　長田　　智

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	453,017
	固定資産	10,811
	合計	**463,828**
負債及び純資産の部	流動負債	45,470
	固定負債	3,036
	株主資本	415,320
	資本金	10,000
	利益剰余金	405,320
	その他利益剰余金	405,320
	（うち当期純利益）	（34,683）
	合計	**463,828**

第 25 期決算公告

令和７年５月14日
滋賀県大津市雄琴三丁目７番１号
株式会社オオミ
代表取締役　近江　哲世

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	302,803
	固定資産	142,762
	合計	**445,566**
負債及び純資産の部	流動負債	8,413
	株主資本	437,152
	資本金	30,000
	資本剰余金	127,515
	その他資本剰余金	127,515
	利益剰余金	382,920
	利益準備金	1,490
	その他利益剰余金	381,429
	（うち当期純利益）	（4,234）
	自己株式	△103,283
	合計	**445,566**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
滋賀県大津市雄琴三丁目七番一号
株式会社オオミ
代表取締役　近江　哲世

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月14日
東京都立川市栄町６丁目１番地の１
株式会社いなげやドリームファーム
代表取締役　長田　　智

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,966
	固定資産	290
	合計	**10,256**
負債及び純資産の部	流動負債	123,283
	固定負債	—
	株主資本	△113,028
	資本金	95,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△223,028
	その他利益剰余金	△223,028
	（うち当期純損失）	（16,214）
	合計	**10,256**

第５期決算公告

令和７年５月14日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
株式会社フラメリー・ジャパン
代表取締役　ラウリ・アイソタロ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,894
	固定資産	8,924
	合計	70,818
負債及び純資産の部	流動負債	87,534
	賞与引当金	750
	有給休暇引当金	3,121
	株主資本	△16,716
	資本金	1,000
	利益剰余金	△17,716
	その他利益剰余金	△17,716
	（うち当期純損失）	(3,789)
	合計	70,818

第９期決算公告

2025年５月14日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
羽田エアポート都市開発株式会社
代表取締役　津村　健二

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	741,738		流動負債	36,981,189
固定資産	43,371,970		固定負債	2,466,261
			負債合計	39,447,451
			株主資本	4,666,257
			資本金	3,500,000
			資本剰余金	3,500,000
			利益剰余金	△2,333,742
			その他利益剰余金	△2,333,742
			純資産合計	4,666,257
資産合計	44,113,709		負債・純資産合計	44,113,709

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,500,000
売上原価	5,579,272
販売費及び一般管理費	69,359
営業利益	1,851,368
営業外収益	181
営業外費用	117,748
経常利益	1,733,801
税引前当期純利益	1,733,801
法人税、住民税及び事業税	288,487
法人税等調整額	243,000
当期純利益	1,202,314

第28期決算公告

令和７年５月８日
兵庫県西宮市深津町１番16号
ラボテック・インターナショナル株式会社
代表取締役　森岡　泰隆

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	166
	固定資産	67
	合計	233
負債及び純資産の部	流動負債	78
	固定負債	26
	株主資本	129
	資本金	50
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	79
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	66
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	233

第９期決算公告

2025年５月14日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
泉青山ビル株式会社
代表取締役　佐々木亮輔

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	6,442		流動負債	383,975
固定資産	37,328,776		固定負債	36,092,000
			負債合計	36,475,975
			株主資本	859,243
			資本金	90,000
			資本剰余金	490,000
			利益剰余金	279,243
			その他利益剰余金	279,243
			純資産合計	859,243
資産合計	37,335,219		負債・純資産合計	37,335,219

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,299,372
売上原価	823,926
売上総利益	475,445
販売費及び一般管理費	5,972
営業利益	469,473
営業外収益	913
営業外費用	438,026
経常利益	32,360
特別損失	6,565
税引前当期純利益	25,795
法人税、住民税及び事業税	4,736
法人税等調整額	4,000
当期純利益	17,058

第３期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1a 一般社団法人
代表理事　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	585
	固定資産	100
	合計	685
負債及び純資産の部	流動負債	125
	基金等	560
	基金	1,200
	利益剰余金	△639
	（その他利益剰余金）	(△639)
	合計	685

(注)　当期純損失　256千円

第８期決算公告

2025年５月14日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
西品川一丁目地区市街地再開発事業株式会社
代表取締役　半澤　謙二

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	66,559		流動負債	62,134,162
固定資産	67,319,172		負債合計	62,134,162
			株主資本	5,251,570
			資本金	500
			利益剰余金	5,251,070
			その他利益剰余金	5,251,070
			純資産合計	5,251,570
資産合計	67,385,732		負債・純資産合計	67,385,732

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,125,056
売上原価	3,202,671
売上総利益	1,922,385
販売費及び一般管理費	5,647
営業利益	1,916,737
営業外収益	0
営業外費用	380,610
経常利益	1,536,127
税引前当期純利益	1,536,127
法人税、住民税及び事業税	537,238
法人税等調整額	△6,000
当期純利益	1,004,888

第３期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1b 一般社団法人
代表理事　壽命　正晃

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	292
	固定資産	400
	合計	692
負債及び純資産の部	流動負債	125
	基金等	567
	基金	1,200
	利益剰余金	△632
	（その他利益剰余金）	(△632)
	合計	692

(注)　当期純損失　257千円

第16期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区東新橋一丁目９番２号汐留住友ビル21階
中国石油国際事業日本株式会社
代表取締役社長　万　軍勇

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	137,558	流動負債	126,728
固定資産	11,629	固定負債	9,745
		退職給付引当金	66
		投資損失引当金	9,679
		株主資本	12,714
		資本金	3,180
		資本剰余金	2,839
		資本準備金	2,839
		利益剰余金	6,694
		その他利益剰余金	6,694
資産合計	149,188	負債・純資産合計	149,188

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	988,722
売上原価	982,462
売上総利益	6,260
販売費及び一般管理費	1,549
営業利益	4,710
営業外収益	1,633
営業外費用	290
経常利益	6,053
特別損失	7,041
税引前当期純損失	987
法人税、住民税及び事業税	1,932
当期純損失	2,920

第２期決算公告

令和７年５月14日

東京都港区西新橋一丁目２番９号
メンターキャピタル税理士法人内
品川リゾート特定目的会社
取締役　石本　忠次

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	73,649	流動負債	54,970
固定資産	73,649	**負債合計**	**54,970**
その他資産	19,843	社員資本	49,372
流動資産	19,842	特定資本金	0
繰延資産	0	優先資本金	49,372
		剰余金	△10,850
		当期未処理損失	10,850
		純資産合計	**38,521**
資産合計	**93,492**	**負債・純資産合計**	**93,492**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,629
営業費用	13,549
営業損失	8,920
営業外収益	49
経常損失	8,871
特別損失	722
税引前当期純損失	9,593
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	9,594
前期繰越損失	1,255
当期未処理損失	10,850

第２期決算公告

令和７年５月14日

東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle１ｃ一般社団法人
代表理事　壽命　正晃

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,144
	固定資産	300
	合計	**2,444**
負債及び純資産の部	流動負債	126
	基金等	2,318
	基金	2,650
	利益剰余金	△331
	（その他利益剰余金）	（△331）
	合計	**2,444**

㈱　当期純損失　257千円

第67期決算公告

令和７年５月14日

神奈川県相模原市中央区宮下二丁目15番５号
株式会社成玉舎
代表取締役　山田　正

貸借対照表の要旨　（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,603,098	流動負債	1,866,845
固定資産	756,874	賞与引当金	13,476
		固定負債	34,834
		退職給付引当金	30,214
		役員退職慰労引当金	4,620
		株主資本	2,458,293
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,448,293
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,445,793
		（うち当期純利益）	（358,996）
資産合計	**4,359,972**	**負債・純資産合計**	**4,359,972**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社成玉舎（乙、住所神奈川県相模原市中央区宮下二丁目一五番五号）の保育園向け（保育園利用者向け含む）の紙おむつのサブスクリプションサービス事業、寝具、布おむつの賃貸、販売事業及びこれに付帯する事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月十四日

東京都文京区音羽一丁目一番一号
株式会社Ｃｏｍｆｙ
代表取締役　岩崎　克哉

第35期決算公告

令和７年５月14日

高知県高知市南久保15番33号
株式会社ナカツホールディングス
代表取締役　中津　徹

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	101,879	流動負債	1,421,718
固定資産	3,469,467	固定負債	376,653
		株主資本	1,772,975
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,517,182
		資本準備金	844,600
		その他資本剰余金	672,582
		利益剰余金	205,792
		利益準備金	8,305
		その他利益剰余金	197,487
		（うち当期純利益）	（47,869）
資産合計	**3,571,347**	**負債・純資産合計**	**3,571,347**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億四千四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

高知県高知市南久保一五番三三号
株式会社ナカツホールディングス
代表取締役　中津　徹

第52期決算公告　令和７年５月14日

栃木県佐野市栄町１番地４
新日本金属株式会社
代表取締役　磯野　英信

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,138,984
	固定資産	1,495,680
	繰延資産	1,083
	合計	**2,635,748**
負債及び純資産の部	流動負債	924,030
	固定負債	970,554
	株主資本	741,163
	資本金	50,000
	利益剰余金	691,163
	利益準備金	10,850
	その他利益剰余金	680,313
	（うち当期純損失）	（61,726）
	合計	**2,635,748**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業及び太陽光発電事業に関する権利義務並びに丙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれぞれそれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十四日

栃木県佐野市栄町一番地四
（甲）新日金ホールディングス株式会社
代表取締役　磯野　英信

栃木県佐野市栄町一番地四
（乙）新日本金属株式会社
代表取締役　磯野　英信

栃木県佐野市船津川町二二八六番地二
（丙）有限会社石川プレス工業所
代表取締役　石川　靖志

第41期決算公告

令和７年５月14日
福岡県春日市日の出町六丁目22番地
大道印刷株式会社
代表取締役　今村由紀男

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	131,460
	固定資産	61,890
	合計	193,350
負純資産及のび部	流動負債	5,527
	固定負債	216,870
	株主資本	△29,046
	資本金	15,000
	利益剰余金	△44,046
	その他利益剰余金	△44,046
	（うち当期純損失）	(29,343)
	合計	193,350

第２期決算公告

令和７年５月14日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
Ｐｌａｔｉｎｕｍ Ｈｏｕｓｅ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	0	流動負債	5,149
流動資産	0	負債合計	5,149
その他の資産	28,030	社員資本	22,881
流動資産	28,030	特定資本金	100
		優先資本金	30,000
		剰余金	△7,219
		当期未処理損失	7,219
		純資産合計	22,881
資産合計	28,030	負債・純資産合計	28,030

損益計算書の要旨
（自　令和５年12月１日　至　令和６年11月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	78
営業費用	6,149
営業損失	6,071
営業外収益	214
営業外費用	675
経常損失	6,532
税引前当期純損失	6,532
法人税、住民税及び事業税	687
当期純損失	7,219

第１期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
Ｌキャタルトン・ジャパン・ファンド一般社団法人
代表理事　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	固定資産	100
	合計	100
負純資産及のび部	流動負債	360
	利益剰余金	△260
	繰越利益剰余金	—
	（うち当期純損失）	(260)
	合計	100

第１期決算公告

令和７年５月14日　東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
特定目的会社ＨＤＹ
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	12,628	流動負債	505
流動資産	1,147	固定負債	8,801
信託預金	1,147	負債合計	9,307
固定資産	11,480	社員資本	3,961
信託土地	7,678	特定資本金	1
信託建物	3,802	優先資本金	4,118
その他の資産	641	剰余金	△157
流動資産	641	当期未処理損失	157
		純資産合計	3,961
資産合計	13,269	負債・純資産合計	13,269

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月２日　至　令和７年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3
営業費用	159
営業損失	156
経常損失	156
税引前当期純損失	156
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	157

第３期決算公告

令和７年５月14日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭドラコ特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産		流動負債	97,170
投資有価証券	10,233,550	固定負債	5,873,000
特定資産合計	10,233,550	負債合計	5,970,170
その他資産		社員資本	4,320,796
流動資産	53,189	特定資本金	100
固定資産	2,505	優先資本金	4,330,830
繰延資産	1,722	剰余金	△10,134
		当期未処理損失	10,134
その他資産合計	57,416	純資産合計	4,320,796
資産合計	10,290,966	負債・純資産合計	10,290,966

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	141,363
営業費用	71,660
営業利益	69,703
営業外収益	19
経常収益	69,722
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	68,772
当期未処理損失	10,134

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号
アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＪＭドラコ特定目的会社
取締役　長尾　誠

第10期決算公告

令和７年５月14日
青森県むつ市旭町７番４号
株式会社愛育社
代表取締役　大和　明子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	671
	固定資産	5,010
	資産合計	5,681
負純資産及のび部	流動負債	80
	負債合計	80
	株主資本	5,601
	資本金	6,000
	利益剰余金	△399
	（うち当期純損失）	(235)
	純資産合計	5,601
	負債・純資産合計	5,681

第52期決算公告

令和７年５月14日
青森県むつ市旭町７番４号
株式会社旗本
代表取締役　大和　明子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	24,884
	固定資産	71,077
	資産合計	95,961
負純資産及のび部	流動負債	22,016
	固定負債	29,500
	負債合計	51,516
	株主資本	44,445
	資本金	10,000
	利益準備金	590
	利益剰余金	33,855
	（うち当期純利益）	(627)
	純資産合計	44,445
	負債・純資産合計	95,961

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日
青森県むつ市旭町七番四号
代表取締役　（甲）株式会社旗本　大和　明子
青森県むつ市旭町七番四号
代表取締役　（乙）株式会社愛育社　大和　明子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

東京都新宿区新小川町五番五号

（甲）株式会社アガルート

代表取締役　岩崎　北斗

東京都新宿区新小川町五番五号

（乙）株式会社エーアイアカデミー

代表取締役　岩崎　北斗

第８期決算公告

令和７年５月14日

東京都新宿区新小川町５番５号

株式会社エーアイアカデミー

代表取締役　岩崎　北斗

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,295
	固定資産	396
	資産合計	4,691
負純資債及産のび部	流動負債	4,737
	固定負債	3,219
	株主資本	△3,265
	資本金	10,000
	資本剰余金	110
	資本準備金	110
	利益剰余金	△13,375
	その他利益剰余金	△13,375
	（うち当期純損失）	(8,087)
	負債・純資産合計	4,691

第11期決算公告

令和７年５月14日

東京都新宿区新小川町５番５号

株式会社アガルート

代表取締役　岩崎　北斗

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,568,560
	固定資産	2,401,123
	資産合計	3,969,683
負純資債及産のび部	流動負債	849,144
	固定負債	1,690,656
	株主資本	1,429,883
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	1,369,883
	その他利益剰余金	1,369,883
	（うち当期純利益）	(440,924)
	負債・純資産合計	3,969,683

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億九千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズツー

取締役　赤津　忠祐

第４期決算公告

令和７年５月14日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズツー

取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	26,554	流動負債	835
流動資産	753	固定負債	16,537
固定資産	25,800	負債合計	17,373
有形固定資産	25,800	社員資本	11,982
その他資産	2,800	特定資本金	0
流動資産	2,690	優先資本金	11,553
固定資産	6	A種優先出資	—
投資その他の資産	6	B種優先出資	11,553
繰延資産	104	剰余金	428
		当期未処分利益	428
		純資産合計	11,982
資産合計	29,355	負債・純資産合計	29,355

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,516
営業費用	3,113
営業利益	403
営業外収益	26
経常利益	429
税引前当期純利益	429
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	428
当期未処分利益	428

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

福岡県春日市春日原南町四丁目三七番地一〇五

（甲）株式会社コスモメイト

代表取締役　池上　浩司

福岡県春日市春日原南町四丁目三七番地一〇五

（乙）株式会社コスモエステート

代表取締役　池上　浩司

第９期決算公告

令和７年５月14日

福岡県春日市春日原南町四丁目37番地105

株式会社コスモエステート

代表取締役　池上　浩司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,353
	固定資産	19,904
	資産合計	37,257
負純資債及産のび部	流動負債	2,733
	固定負債	3,174
	負債合計	5,907
	株主資本	31,350
	資本金	1,000
	利益剰余金	30,350
	その他利益剰余金	30,350
	（うち当期純利益）	(10,961)
	純資産合計	31,350
	負債・純資産合計	37,257

第17期決算公告

令和７年５月14日

福岡県春日市春日原南町四丁目37番地105

株式会社コスモメイト

代表取締役　池上　浩司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,615
	固定資産	35,397
	資産合計	80,012
負純資債及産のび部	流動負債	2,455
	固定負債	3,789
	負債合計	6,244
	株主資本	73,768
	資本金	3,000
	利益剰余金	70,768
	その他利益剰余金	70,768
	（うち当期純利益）	(6,270)
	純資産合計	73,768
	負債・純資産合計	80,012

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十四日

兵庫県伊丹市西野二丁目三一番地の一三

（甲）株式会社日伸

代表取締役　日髙　正悟

神戸市東灘区向洋町西一丁目一六甲アイランド七号上屋

（乙）共栄梱包株式会社

代表取締役　日髙　正悟

第58期決算公告

令和７年５月14日

神戸市東灘区向洋町西一丁目１六甲アイランド７号上屋

共栄梱包株式会社

代表取締役　日髙　正悟

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,629
	固定資産	8,634
	合計	89,263
負純資債及産のび部	流動負債	32,571
	固定負債	15,128
	株主資本	41,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,564
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	29,064
	（うち当期純損失）	(12,450)
	合計	89,263

第21期決算公告

令和７年５月14日

兵庫県伊丹市西野二丁目31番地の13

株式会社日伸

代表取締役　日髙　正悟

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	571,092
	固定資産	456,438
	合計	1,027,530
負純資債及産のび部	流動負債	217,815
	固定負債	683,809
	株主資本	125,906
	資本金	30,000
	利益剰余金	95,906
	その他利益剰余金	95,906
	（うち当期純利益）	(21,101)
	合計	1,027,530

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月14日

東京都中央区銀座４丁目12番15号歌舞伎座タワー７階

株式会社ノースサンド

代表取締役社長　前田　知紘

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,642,560	流動負債	3,051,520
固定資産	1,361,299	固定負債	918,350
		株主資本	3,033,938
		資本金	30,000
		資本剰余金	46,950
		利益剰余金	2,956,988
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,949,488
		（うち当期純利益）	（1,974,311）
		新株予約権	50
資産合計	7,003,859	負債・純資産合計	7,003,859

第 13 期 決 算 公 告

令和７年３月25日

東京都港区芝浦四丁目13番23ＭＳ芝浦ビル

株式会社Ｔｅｃｈｏｕｓｅ

代表取締役社長　礒邉　基之

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,562	流動負債	1,231
固定資産	448	固定負債	212
		株主資本	567
		資本金	49
		資本剰余金	48
		資本準備金	48
		利益剰余金	470
		その他利益剰余金	470
		（うち当期純利益）	（205）
		新株予約権	0
資産合計	2,011	負債・純資産合計	2,011

第 4 期 決 算 公 告

令和７年３月26日

福井県越前市本保町第10号46番地

Jacques Marie Mage Japan株式会社

代表取締役　ジェローム・マージュ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	834,820,063	流動負債	729,463,905
固定資産	192,835,498	（賞与引当金）	（10,638,226）
繰延資産	1,154,954	固定負債	224,809,010
		（退職給付引当金）	（4,809,010）
		負債合計	954,272,915
		株主資本	74,537,600
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	73,537,600
		その他利益剰余金	73,537,600
		（うち当期純利益）	（50,388,730）
		純資産合計	74,537,600
資産合計	1,028,810,515	負債・純資産合計	1,028,810,515

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月14日　東京都新宿区新宿六丁目24番16号

イオンディライトコネクト株式会社

代表取締役社長　金谷　暢晃

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,666,081	流動負債	2,098,827
固定資産	552,659	固定負債	200,935
		株主資本	4,908,224
		資本金	100,000
		資本剰余金	99,932
		資本準備金	72,404
		その他資本剰余金	27,527
		利益剰余金	4,708,292
		利益準備金	6,895
		その他利益剰余金	4,701,396
		（うち当期純利益）	（337,460）
		評価・換算差額等	10,753
		有価証券評価差額金	10,753
資産合計	7,218,741	負債・純資産合計	7,218,741

第 56 期 決 算 公 告

令和７年５月14日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

シービーアールイー株式会社

代表取締役　辻　　貴史

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,650	流動負債	22,169
固定資産	8,854	賞与引当金	5,784
		その他	16,385
		固定負債	3,028
		退職給付引当金	1,496
		役員退任慰労引当金	232
		その他	1,300
		負債合計	25,197
		株主資本	21,307
		資本金	771
		資本剰余金	687
		資本準備金	687
		利益剰余金	19,849
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	19,827
		純資産合計	21,307
資産合計	46,504	負債・純資産合計	46,504

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	50,993	経常利益	13,881
売上原価	11,637	特別損失	4
売上総利益	39,356	税引前当期純利益	13,877
販売費及び一般管理費	25,225	法人税、住民税及び事業税	4,566
営業利益	14,131	法人税等調整額	△ 873
営業外収益	94	当期純利益	10,184
営業外費用	344		

第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月14日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

シービーアールイーＣＭソリューションズ株式会社

代表取締役　坂口　英治

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,937,436	流動負債	6,894,885
固定資産	393,991	賞与引当金	353,658
		その他	6,541,227
		固定負債	226,585
		退職給付引当金	204,785
		その他	21,800
		負債合計	7,121,470
		株主資本	1,209,957
		資本金	90,000
		資本剰余金	429,000
		資本準備金	429,000
		利益剰余金	690,957
		その他利益剰余金	690,957
		純資産合計	1,209,957
資産合計	8,331,427	負債・純資産合計	8,331,427

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,343,442	経常利益	431,968
売上原価	17,599,817	特別損益	0
売上総利益	3,743,625	税引前当期純利益	431,968
販売費及び一般管理費	3,278,191	法人税、住民税及び事業税	336,195
営業利益	465,434	法人税等調整額	△ 69,774
営業外損益	33,466	当期純利益	165,547

第 30 期 決 算 公 告

令和７年５月14日

熊本市東区錦ケ丘12番21号

株式会社ナトーコンピュータ

代表取締役　中平　吉彦

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,449
	固定資産	87,932
	合計	241,381
負債及び純資産の部	流動負債	58,443
	固定負債	94,569
	株主資本	88,369
	資本金	80,000
	利益剰余金	8,369
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	869
	（うち当期純利益）	(8,415)
	合計	241,381

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千百九十九万二千百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。ただし、決算期内で資本準備金の増額があったため、左記計算書類には計上されておりませんが、現在の資本準備金は五千百九十九万二千百三十二円となっております。

令和七年五月十四日

熊本市東区錦ケ丘一二番二一号

株式会社ナトーコンピュータ

代表取締役　中平　吉彦

第 53 期 決 算 公 告

令和７年３月７日

新潟県新潟市北区太郎代1572番地９

北日本建材リース株式会社

代表取締役　梅津　康男

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,404,999
	固定資産	2,212,593
	資産合計	4,617,592
負債及び純資産の部	流動負債	2,697,596
	鋼材損失引当金	7,850
	工事損失引当金	2,100
	完成工事補償引当金	3,060
	海外事業損失引当金	34,970
	固定負債	421,049
	退職給付引当金	104,473
	役員退職慰労引当金	14,830
	負債合計	3,118,645
	株主資本	1,476,758
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,446,758
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,439,258
	（うち当期純利益）	(148,808)
	評価・換算差額等	22,188
	その他有価証券評価差額金	22,188
	純資産合計	1,498,947
	負債・純資産合計	4,617,592

第 62 期決算公告

令和７年５月14日

東京都練馬区大泉学園町四丁目23番６号

株式会社京極三東舎工務店

代表取締役　髙橋　惠子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	16,023,413
	固定資産	3,248,886
	有形固定資産	1,774,102
	無形固定資産	489,784
	投資その他の資産	985,000
	資産合計	19,272,299
負債及び純資産の部	流動負債	14,680,208
	株主資本	4,592,091
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△7,407,909
	利益準備金	700,000
	その他利益剰余金	△8,107,909
	（うち当期純損失）	(560,027)
	負債・純資産合計	19,272,299

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月十四日

東京都練馬区大泉学園町四丁目二三番六号

株式会社京極三東舎工務店

代表取締役　髙橋　惠子

決　算　公　告

令和７年５月14日

長野県長野市若穂綿内8760番地

田尻木材株式会社

代表取締役　田尻　博巳

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	712,645
	固定資産	269,856
	有形固定資産	251,161
	無形固定資産	6,459
	投資その他の資産	12,236
	繰延資産	2,812
	資産合計	985,313
負債及び純資産の部	流動負債	558,092
	固定負債	289,789
	負債合計	847,881
	株主資本	137,432
	資本金	20,320
	利益剰余金	117,112
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	114,412
	別途積立金	10,000
	繰越利益剰余金	104,412
	（うち当期純利益）	(36,806)
	純資産合計	137,432
	負債・純資産合計	985,313

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和七年五月十四日

長野県長野市若穂綿内八七六〇番地

（甲）田尻木材株式会社

代表取締役　田尻　博巳

長野県長野市若穂綿内六四四六番地一

（乙）株式会社創輪到和

代表取締役　田尻　光世

決　算　公　告

令和７年５月14日

長野県長野市若穂綿内6446番地１

株式会社創輪到和

代表取締役　田尻　光世

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,388
	合計	1,388
負債及び純資産の部	流動負債	36,619
	株主資本	△35,231
	資本金	1,000
	利益剰余金	△36,231
	その他利益剰余金	△36,231
	（うち当期純損失）	(3,734)
	合計	1,388

第 71 期 決 算 公 告

令和７年５月14日

東京都中央区日本橋人形町三丁目５番４号

株式会社白青舎

代表取締役　小塩　隆之

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,729,304
	固定資産	1,737,806
	資産合計	9,467,110
負債及び純資産の部	流動負債	873,244
	賞与引当金	127,133
	役員業績報酬引当金	10,416
	固定負債	480,883
	退職給付引当金	355,233
	負債合計	1,354,127
	株主資本	7,660,258
	資本金	60,000
	資本剰余金	138,494
	資本準備金	138,000
	その他資本剰余金	494
	利益剰余金	7,733,467
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	7,620,967
	（うち当期純利益）	(175,487)
	自己株式	△271,703
	評価・換算差額等	452,724
	その他有価証券評価差額金	452,724
	純資産合計	8,112,983
	負債・純資産合計	9,467,110